

旧商法期における合資会社の統計的分析

——福岡県を事例として——

草野真樹

〔要旨〕

本稿は旧商法期に設立された合資会社を分析するものである。具体的には1893年から1898年の6年間を対象期間とし、福岡県に設立された合資会社211社の登記事項に分析を加えた。1社平均資本金は10,459円（中央値は4,500円、最頻値は10,000円）、1社平均社員数は10.9人、1人当たり平均資本金は959.1円であった。1万円未満の会社は147社（69.7%）を数え、全体の7割を占めた。同時期における福岡県下の株式会社1社平均資本金と比較した場合、合資形態は約16分の1程度であり、資本の小規模性が明確に示された。

211社のうち66社（31.3%）は類似保険会社であった。類似保険会社は特定の地域でなく、県下全域に広がりを見せた。1社平均資本金は2,468円ときわめて零細規模であり、66社のうち半数以上は設立後2年以内ときわめて短期間に解散していた。類似保険会社の濫立状況が実証されたことにより、旧商法期における合資会社設立急増の要因と泡沫の正体が解明された。

1 はじめに

公文式¹⁾によるわが国最初の法律第1号として、1886年8月13日「登記法」が公布され、翌87年2月1日から施行された。登記法により地所、建物、船舶の売買・譲与・質入・書入などの登記義務が課せられ、登記に関する事務は、司法行政事務として司法省が所管し裁判所で取り扱われた。登記法の施行と並行して、1887年から登記事務の成績を集録する『日本帝国司法省登記統計年報』（以下、『登記統計年報』あるいは『第〇登記統計年報 明治〇〇年』と略す）の刊行が始まる。

1890年4月26日、法律第32号としてわが国最初の商法（以下、旧商法と記す）が公布された。旧商法はその公布文に1891年1月1日から施行と規定されたが、いわゆる「法典論争」により施行は延期された。しかし、必要性の高い会社、手形および破産に関連する部分は一部修正のうえ1893年7月1日から施行された²⁾。旧商法は第1編「商ノ通則」第2章「商業登記簿」の規定を設け、併せて同編第6章において商人³⁾が対外責任関係など一定の重要事項を商業登記簿に登記することを定めた。この商法の規定により商業登記簿に登記することを商業登記⁴⁾という。商業登記制度の運用開始に伴い、『第七登記統計年報 明治二十六年』から「商事会社ノ登記」集録が加わる。

旧商法において、商事会社とは合名・合資・株式の三種を指す。それら会社の設立は、

第69条で「適当ナル登記及ヒ公告ヲ受クルニ非サレハ第三者ニ対シテ会社タル効ナシ」と規定された。つまり、会社形態を問わず、本店ならびに支店を設ける場合、その所在地において登記と公告を経なければならず、会社の解散も同様の手続きが必要であった⁵⁾。したがって『登記統計年報』には、全国区裁判所および同出張所において取り扱われた商業登記について、管轄地方裁判所別に合名・合資・株式会社の本店・支店の設立と解散登記件数ならびに登記公告手数料などが集録された。

上述の法規定をふまえると、『登記統計年報』は1年間の会社設立・解散数を知るうえで最も信頼できる基礎資料といえる。ただし、それ以上の情報は集録されず、資本金などを知ることはできない。したがって、資本額をふまえたマクロ的動向を把握・分析する場合、一般には『日本帝国統計年鑑』『農商務省統計表』などの会社統計が用いられる⁶⁾。

福島(1975)は、法制史の立場から旧商法の会社関係規定を分析し、併せて『登記統計年報』を用いて旧商法期の会社設立・解散状況にも言及した先駆的研究である。福島(1975)によれば、設立と解散数のいずれにおいても合資会社が最多であり、「泡沫のきらいがあった」⁷⁾と指摘する。しかしながら、規模の拡大に応じて合名会社から合資会社へ、合資会社から株式会社へと形態を変化させることが一般的傾向であった西洋諸国のあり方⁸⁾に対比すると、明治期会社制度のなかで、旧商法施行当初から合資会社が占め続けた高い割合は、「日本の会社の異色とするところで…(略)…もしこの傾向が日本の会社企業に特有であるとすれば、その理由は何か」⁹⁾と、かつて研究の必要性を説いたことがあった。

合資会社に関係する主たる先行研究を挙げると、三枝(1992)、浜田編(1999)、浅木(2003)のように会社制度を含む商法の成立と展開を明らかにする法制史研究からの蓄積がある。ただし、法制度の歴史的解明に重きが置かれ、直接、合資会社を分析するものではない。他方、安岡(1998)、宮本(1985)のように富豪家一族・同族の財産管理と事業会社形態の選択ならびに経営成果をめぐる問題への財閥史からの蓄積、宮本(1990)のように産業化と会社制度の発展を明らかにする経済史・経営史からの蓄積がある。しかし、それら一部を除き、研究対象として合資会社は軽視されてきた面がとても強い。

近代日本経済を会社企業・制度の勃興・発展という視点から考察するとき、社会的資金の集中に関係の弱い合資・合名会社に関心が集まらないことは自明の理かもしれない。本稿も株式会社研究の重要性に異論を挟むものではない。本稿が取り上げる福岡県を対象としても、中村(2010、第4章、第6章)をはじめとして優れた先行研究の蓄積がある。ただ、株式会社に比してアカデミックな分析価値は高くないとしても、福島(1975)の指摘

にもみられるとおり、近代において会社数では過半を占め続けた合資会社と一定の割合を維持した合名会社の役割や意義を問わず、企業勃興の実態ひいては近代日本の経済発展を実証的に描けるのであろうか、という疑問は生じる。

本稿は、『登記統計年報』と「商業登記」を手掛かりとして福岡県下所在の合資会社に関するファクトファイディングを試みる。なお、周知のとおり、いわゆる旧商法と新商法では法規定を大きく異にする。本稿では、旧商法期にあたる1893年から1898年の6年間を対象¹⁰⁾とする。

2 合資会社研究の制約と方法

2.1 研究方法上の制約

戦前期の会社企業研究において、広く利用される資料に『日本全国諸会社役員録』（以下、『役員録』と略す）¹¹⁾がある。『役員録』は、旧商法の施行と歩みを共にして、1893年から「全国の株式会社、合資・合名会社、個人企業の規模の大小を問わず、全国諸会社を網羅的に調査掲載」¹²⁾する会社総覧として発行が始まった。掲載内容は、研究者間で正確な情報と定評を得ており、『役員録』を用いた代表的研究として鈴木・小早川・和田(2009)が挙げられる。鈴木・小早川・和田(2009)は、『役員録』から全国規模の大量データベースを構築し、近代日本の経済発展の担い手について、企業家の人的繋がり＝企業家ネットワークという視点から抽出・分析した研究である。

一方、合資・合名会社にそのような包括的研究は存在しない、といっても過言ではない。明治期株式会社研究の第一人者であった伊牟田(1967)の言葉を借りれば、「日本資本主義発達史の分析において、株式会社の役割について考察することは不可欠の問題」¹³⁾であり、研究者間でその重要性が当然の共通認識とされてきた結果の反映に過ぎないのだろう。しかし、果たして説明はそれで十分だろうか。上記の鈴木・小早川・和田(2009)は『役員録』をデータベース化していることから合資・合名会社を分析に含むが、以下に述べるような制約を受けているためである。

会社制度に目を向けよう。1890年公布時の旧商法は、第136条に「合資会社ノ社員ノ数ハ之ヲ制限セス」と定めていた。施行に際して、1893年改正によりその文言自体は削除されたが、社員数を制限する規定がない点は従前どおりであった¹⁴⁾。1883年3月、「旧久留米藩区域一市八郡ノ士族授産ノ助ケヲナスコト」を目的に設立された赤松合資会社の社員数(出資者)は、1893年末の登記時において三千名を優に超えた¹⁵⁾。同社は士族授産事業

として発起・設立されたため、一般の営利事業による会社とは設立事情を異にする面も大きい。規定上、社員は何人でも可能であったことは十分にわかるだろう。

ここから、もう一つの理由として研究方法上の資料的制約を指摘できる。

近代資料という範疇において、そもそも、株式会社に比べて合資・合名会社の一次資料の残存状況は芳しくない。なぜならば、会社の規模や存続期間などの事情もあるだろうが、会社制度上、外部へのディスクロージャーが不要であった¹⁶⁾ことが、近現代を通じて社会的蓄積・保存を希薄にしたと考えられる。たとえば、株式会社の場合、地主や資産家など旧家の資料調査で「営業報告書」や「株主名簿」などを見出すことがある。株式会社の場合、重役への就任または出資の多寡などに関係なく、「前事業年度ノ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ為ス」¹⁷⁾必要があった。ゆえに、かつて株主であった旧家の蔵などで散見されるのである。しかし、合資会社の場合、社員を除き、外部に公開する必要はなかった。そのような理由から、財閥のような一部の大企業を除き、合資会社の一次資料が見出される機会は相対的に少なく、その蒐集には困難が伴う。そのため『役員録』や各都道府県統計書、各種人名録などから会社情報が補足される。では、それはどれほど可能であろうか。

『役員録』の掲載情報を確認しよう。原則として、『役員録』は1898年までは「銀行」「(銀行以外の)株式会社」「合資会社」「合名会社」「取引所」「興信所」「商業会議所」を掲載対象とした。福岡県の合資会社を例にすると、1895年版にわずか5社だった掲載数は、96年15社、97年37社、98年56社¹⁸⁾と増加し、発行元の商業興信所が可能な限り調査・掲載しようとしていたことが窺われる。しかし、1898年版から凡例に「合資及合名会社ハ著名ノモノニ限り収録シ其他ハ之ヲ省ケリ」¹⁹⁾と断りの一文が加わる。

掲載方針の変更理由は明らかでないが、第一に、合資会社急増への対応が考えられる。詳しくは後述するが、全国での設立数は1895年の732社から翌年には1,000社、1897年には1,500社を超えた。わずか2年足らずで倍増した合資会社を漏れなく調査掲載することは現実的に困難であっただろう。第二に、合資・合名会社の全社員を掲載する困難さである。前述の赤松合資会社のような事例は極端だとしても、一社で数十名を超える社員名(出資者)を網羅的に掲載することは、そもそも現実的ではなかったであろう。第三に、『役員録』の発行は「大ニ商業社会ニ利便ヲ与フルモノ」²⁰⁾として1944年まで長く継続された。その利便性について、商業興信所による具体的な説明はないが、経営者情報の提供、すなわち、会社の人的信用度に関する情報提供にあったと考えることが許容されるならば、社会的資金の調達＝株式投資への一つの判断材料として『役員録』の価値を見出すこともで

きるだろう。とするならば、合資・合名会社の掲載情報を割愛したとしても発行上の大きな問題はなかったと考えられる。

上記の理由から、『役員録』はじめ、既存の各都道府県統計書や各種人名録などを用いて合資・合名会社の詳細な情報を網羅することも難しいのである。規模の大きい一部のみ、断片的に社名、位置、設立年、資本金を知り得る程度では、分析に甚だ心許ない。このような資料的制約も合資・合名会社研究の空白を生じさせた理由として指摘できるだろう。

2.2 本研究の方法

2.1で述べた理由をふまえ、本稿は『役員録』や統計書などではなく、「商業登記公告」を分析対象として取り上げる。商業登記公告ならびにそれを用いた株式会社の分析結果については、すでに草野（2012；2013；2016a；2016b）などで詳述しており繰り返さないが、合資会社については初めて取り上げるため、以下、合資会社の場合に公告される事項を説明しておく。合資会社の設立・解散に係る手続きは、次の「3 旧商法上の合資会社と全国の推移」でふれる。

合資会社の設立時に公告される登記事項は、「社名」「営業所（の住所）」「目的」「資本の総額」「設立年月日」「（予定）会社存立時期」「業務担当社員」「各社員の氏名・住所・出資額・責任」（第138条）、ならびに公告日と登記先の裁判所・同出張所名である。つまり、すべての社員について住所・氏名と有限・無限責任およびその出資額を知ることができる。

合資・合名会社の場合、登記前に事業に着手することはできず（第81条）、登記日から6か月内に事業に着手しない場合は登記と公告そのものが無効となった（第82条）。なお、『登記統計年報』を利用する場合、第82条の規定による無効会社をどのようにして把握するか、大きな課題と考えられる²¹⁾。しかし、現在、それを解決する用意は整っていない。この点は今後の課題とし、分析を進める。

事業継続時は、上記の登記事項を変更した場合に登記（第80条）、公告された。たとえば、有限責任社員は業務担当社員の認可を得て、その持分を他人に譲渡できたが（第145条）、それは登記・公告の対象であった。解散時は、解散の事由と年月日、清算人の氏名・住所（第129条）が登記・公告の対象とされた。そして、旧商法期は裁判所が指定した新聞で必ず公告された。

このように、商業登記公告は会社の基本事項を知るうえできわめて有益である。しかし、当然ながら、経営内部の意思決定に関するような情報を得ることはできない。その点にお

いて、本稿のファクトファインディングに限界はある。だが、会社形態を問わず、いつ、どこに、誰によって設立されたか詳らかでない不特定多数の会社を組上に載せるとき、情報の信頼性（バイアスの排除）と網羅性を担保し、包括的に分析できる資料は商業登記公告以外に見出すことができない。とくに、合資・合名会社の網羅・包括的研究では、きわめて有益な情報源として位置づけられよう。

以上をふまえ、1893年から1898年を対象期間として『福岡日日新聞』（以下、『福日』と略す）掲載の「商業登記公告」から合資会社の設立登記事項を抽出してデータベースを作成した。本稿の末尾に付表として掲載している。やや見づらい表であるが、本稿の分析を進めるうえで、出所と数値の根拠を明確に示すためである。ただし、紙幅の都合上、社員名の掲載は割愛し、人数のみ示した。また、事業継続時の情報を含むと膨大に過ぎるため、設立時の登記事項から作成し、それに解散事項²²⁾を捕捉した。したがって、たとえば1893年中に設立された会社の登記事項に数年後変更があったとしても、それは本稿の分析には反映されない。

3 旧商法上の合資会社と全国の推移

3.1 旧商法上の合資会社

旧商法は、会社に関する規定を合名会社（第74～135条）・合資会社（第136～153条）・株式会社（第154～255条）に分けて定めた。合資会社は第136条で「社員ノ一人又ハ数人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金銭又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノ」と定め、原則、有限責任社員のみで構成される形態とした。ただし、1893年の施行に際して第146条が改正され、業務担当社員は法律上「会社ノ義務ニ付キ連帯無限ノ責任ヲ負フ」ものとし、さらにその責任は在任中および退任後2年間とした（第147条）。つまり、旧商法上の合資会社は形式上、有限責任社員のみで構成され得るが、実質的に業務担当社員が無限責任社員として加わる形態であった²³⁾。この点は、1899年の新商法第146条で「合資会社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス」と明確に改正される。

次に、設立手続きについて株式と合資会社の相違点を確認しておく。周知のとおり、旧商法は株式会社の設立にあたって免許主義を採用したため、その設立手続きは煩雑であった。まず4名以上の発起人によって目論見書と仮定款を作成し、地方長官を經由して主務省へ提出し、発起の認可を申請する（第157～159条）。認可ののち、目論見書を公告して株主を募集し、総株式の申込みを経て、創業総会を開催して総申込人の半数以上の承認に

より会社定款を確定させるとともに、取締役と監査役を選定する（第163条、第165条）。その後、目論見書、定款、株式申込簿、発起の認可書を添えて、再び主務省から設立の免許を受けねばならなかった（第166条）。株式会社の場合、資金調達だけでなく、設立手続きにおいても高いハードルがあった。

これに対して、合資会社は総社員の連署した書面契約によって設立することができ（第77条）、免許も必要としなかった。合資会社の場合、設立手続きと要件に関する規定はとても緩やかであった。なお、旧商法施行日以前からの既設会社は、事業を継続させる場合、施行日より6か月の間に定款の認可を受け、その後6か月の間に登記を済ませなければならなかった²⁴⁾。合名・合資・株式のうちいずれの形態を選択するか喫緊の課題であったが、設立手続きの簡易さは合資・合名会社設立上のメリットであった。

旧商法上、合資・合名会社は以下の場合に解散する。①営業が公安または風俗を害すると認められる会社に対する裁判所の命令（第67条）、②会社存立時期の満了、③会社契約に定めたる解散事由の発生、④総社員の承諾、⑤会社の破産、⑥裁判所の命令（以上、第126条）。

3.2 全国の推移

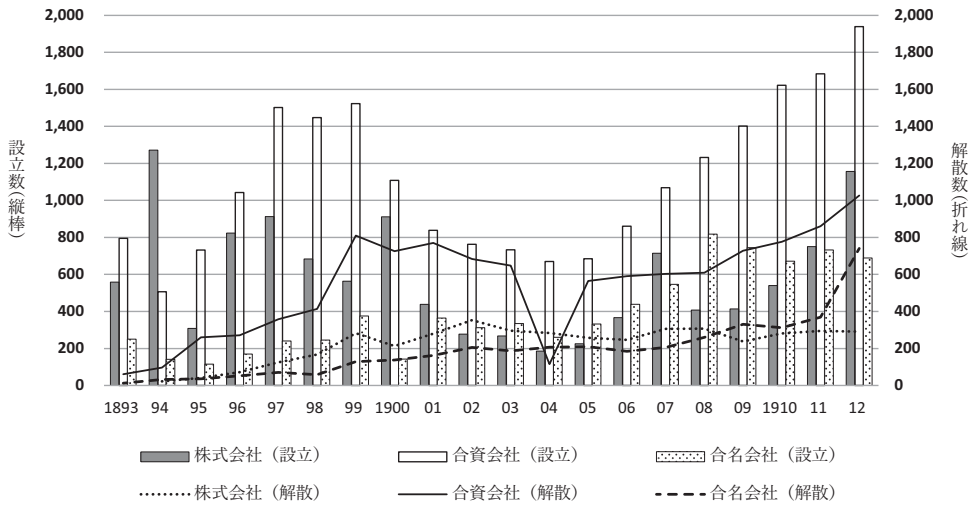
合資会社の推移を確認しよう。図1と表1は、『登記統計年報』から明治期の会社設立・解散数を示したものである。同年報を用いた明治期の動向については、すでに吉田(1998)、上川(2007)などによる考察がある。ここでは合資会社を中心にその動向を確認しておく。

まず、旧商法期の6年間(1893~98)では全形態で11,746社が設立され、内訳は株式4,557社(38.8%)、合資6,025社(51.3%)、合名1,164社(9.9%)であった。他方、設立後2,149社は長くせず解散し、内訳は株式427社(19.9%)、合資1,461社(68%)、合名261社(12.1%)であった。つまり、合資会社が最も多く設立され、また、それらの多くは早々に解散の憂き目にあったことがわかる。

合資会社の設立は、1895年以降増加し、1896年から1900年までの5年間は1,000社を超える旺盛な設立がみられたように勃興期を迎える。しかし、新商法の施行翌年以降、徐々に設立数は減少を辿り、1904年にほぼ底を打つ。株式会社も1901年までは各年の設立数が解散数をはるかに上回っていたが、1902年から1905年までは解散数が設立数を上回る状況がみられ、会社設立の停滞期を迎える。

しかし、合資会社の設立は1905年以降、再び増加に転じる。1907年には1,000社を超え、1910年には1,622社、1912年には1,939社が設立された。他方、解散数は1905年から1908年

図1 明治期における会社設立・解散数の推移 (全国：1893～1912年)



注) 1899年以降の設立・解散数にはそれぞれ「合併又ハ組織変更ニヨル」ものを含む。
出所) 『日本帝国司法省登記統計年報』各年版より作成。

表1 明治期における会社形態別設立・解散数 (全国)

年	株式会社				合資会社				合名会社				計			
	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%
1893	559	34.9		0.0	795	49.6	61	82.4	250	15.6	13	17.6	1,604	100	74	100
1894	1,271	66.2	22	14.6	506	26.4	97	64.2	142	7.4	32	21.2	1,919	100	151	100
1895	308	26.6	41	12.2	732	63.3	260	77.2	116	10.0	36	10.7	1,156	100	337	100
1896	823	40.4	72	18.2	1,042	51.2	271	68.6	170	8.4	52	13.2	2,035	100	395	100
1897	912	34.4	125	22.6	1,502	56.6	358	64.7	240	9.0	70	12.7	2,654	100	553	100
1898	684	28.8	167	26.1	1,448	60.9	414	64.8	246	10.3	58	9.1	2,378	100	639	100
1899	563	22.9	282	23.1	1,523	61.9	810	66.3	376	15.3	129	10.6	2,462	100	1,221	100
1900	911	42.1	213	19.8	1,108	51.2	725	67.4	143	6.6	137	12.7	2,162	100	1,075	100
1901	438	26.7	280	23.1	838	51.1	770	63.5	364	22.2	162	13.4	1,640	100	1,212	100
1902	278	20.5	353	28.4	763	56.4	683	55.0	313	23.1	205	16.5	1,354	100	1,241	100
1903	268	20.1	296	26.2	733	54.9	648	57.3	335	25.1	187	16.5	1,336	100	1,131	100
1904	186	16.7	283	46.8	670	60.0	115	19.0	261	23.4	207	34.2	1,117	100	605	100
1905	226	18.2	257	24.9	685	55.1	565	54.8	332	26.7	209	20.3	1,243	100	1,031	100
1906	366	22.0	247	24.2	860	51.7	591	57.8	439	26.4	184	18.0	1,665	100	1,022	100
1907	714	30.7	306	27.5	1,068	45.9	603	54.1	546	23.5	205	18.4	2,328	100	1,114	100
1908	408	16.6	307	26.1	1,232	50.1	609	51.8	818	33.3	260	22.1	2,458	100	1,176	100
1909	413	16.1	238	18.4	1,402	54.8	728	56.1	745	29.1	331	25.5	2,560	100	1,297	100
1910	540	19.1	281	20.5	1,622	57.2	776	56.7	672	23.7	312	22.8	2,834	100	1,369	100
1911	750	23.7	295	19.3	1,684	53.2	861	56.5	732	23.1	369	24.2	3,166	100	1,525	100
1912	1,157	30.6	291	14.1	1,939	51.2	1,027	49.9	689	18.2	741	36.0	3,785	100	2,059	100
計	11,775	28.1	4,356	22.7	22,152	52.9	10,972	57.1	7,929	18.9	3,899	20.3	41,856	100	19,227	100

注) 図1に同じ。
出所) 図1に同じ。

までは600社前後で横ばいに推移したが、1909年以降、再び増加傾向を辿りながら1912年には1,000社の大台を初めて超えた。

明治期を通じてみれば、設立総数の約半数である52.9%が合資会社で占められ、残る約3割は株式会社、約2割は合名会社であった。ただし、解散総数においても合資会社が57.1%と高い割合を占めている。合資会社に限ってみても、設立された半数の49.5%は解散した。合名・合資・株式会社のなかで最も安定性・存続性に欠ける会社形態であったといえる。そのような動向を先行研究は、しばしば「泡沫」「濫設」などと表現しつつ、合資会社の流行性や不安定性を指摘してきた。ただし、指摘そのものは妥当するとしても、その実態を明らかにした研究はない。どのような目的や業種の合資会社がいったい何社くらい設立され、解散したのか。合資会社の存続性に業種や地域性、あるいは法的側面は影響を及ぼさなかったのか。

しかし、変化の起伏に激しい合資会社の動向は、一過性のブームと見做され、これまで議論の対象となることはなかった。既述したように、研究上の意義に留まらない方法的制約も拍車をかけた要因だったと考えられる。

4 福岡県を対象とした統計的分析

表2から福岡県における旧商法期の動向を確認しよう。6年間でみると、全形態で478社が設立された。内訳は株式200社（41.8%）、合資215社（45%）、合名63社（13.2%）であった。他方、設立後112社は少なくとも6年以内に解散した。内訳は株式16社（14.3%）、合資77社（68.8%）、合名19社（17%）であった。設立・解散ともに合資会社が最も多く、

表2 明治期における会社形態別設立・解散数（福岡県）

年	株式会社				合資会社				合名会社				計			
	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%	設立	%	解散	%
1893	27	32.5	0	0.0	30	36.1	2	50.0	26	31.3	2	50.0	83	100	4	100
1894	34	49.3	1	5.9	20	29.0	5	29.4	15	21.7	11	64.7	69	100	17	100
1895	8	19.0	1	11.1	25	59.5	5	55.6	9	21.4	3	33.3	42	100	9	100
1896	27	37.5	1	6.3	42	58.3	14	87.5	3	4.2	1	6.3	72	100	16	100
1897	57	45.2	7	14.6	65	51.6	39	81.3	4	3.2	2	4.2	126	100	48	100
1898	47	54.7	6	33.3	33	38.4	12	66.7	6	7.0	0	0.0	86	100	18	100
計	200	41.8	16	14.3	215	45.0	77	68.8	63	13.2	19	17.0	478	100	112	100

注) 設立・解散いずれとも本社の登記数であり、支店は含まない。また、新商法の施行に伴い1899年以降は「合併又は組織変更ニ因ル会社」の設立・解散数も掲載されるが、本表では設立・解散に一括して示した。

出所)『日本帝国司法省登記統計年報』各年版より作成。

全国の動向と重なる。また、伊牟田（1976）が指摘するように、会社制度導入期から株式会社がいち早く普及していたこと、解散割合が最も低いことが確認される。それに対して、合資・合名会社はともに3割強が解散しており、会社の安定性・存続性に欠ける。ただし、1893年の設立数は拮抗しており、会社制度導入時にいかなる理由（論理）からどの形態を選択したのか、検討の余地がある。

次に、本稿の分析にあたって『福日』掲載の「商業登記公告」から抽出された合資会社は211社（付表）である。『登記統計年報』の合計値と4社の齟齬がある。この原因として新聞紙面の一部欠落と見落としによる抽出漏れが考えられる。しかし、カバリッジは98.1%ときわめて高く、ほぼ網羅されている。方法上の問題はないと考え、以下分析を進めていく。なお、付表の社番は便宜上、筆者が設立年月日順に付したものであり、以下（社番〇〇）と本文中に示すことがある。また、本文中での社名の合資会社表記については、以下割愛する。

4.1 資本額の分布

表3は211社の資本額分布を示したものである。10万円以上の会社は3社あり、最高額は「採炭営業」を目的とする北豊採炭（社番75）の250,000円、次いで筑豊骸炭製造（社番109）の185,000円、戸畑埋築（社番200）の156,000円と続く。逆に、最低額は「一戸生命保険及び報恩資保険営業」を目的とする朝日保険（社番97）の300円である。

全体の分布をみると、1,000円以上5,000円未満に位置する会社が47.9%と最も多く、5,000円未満で半数強を占める。さらに1万円未満でみると147社（69.7%）を数え、全体の7割を占める。

これに対して、草野（2012）によれば、同時期の株式会社196社のうち資本金1万円以下は19社（9.7%）、約1割に過ぎなかった²⁵⁾。株式会社との比較から、合資形態による資本の小規模性が一層明確になるであろう。

4.2 産業（業種）・地域別設立数、資本額、社員数の動向

表4～表6は、211社を産業（業種）・地域別に分類し、設立数、資本額、社員数などを

表3 資本額の分布

資本額（円）	社数	比率（%）
250,000	1	0.5
185,000	1	0.5
156,000	1	0.5
64,000	1	0.5
50,000	3	1.4
30,000～50,000未満	3	1.4
20,000～30,000未満	16	7.6
15,000～20,000未満	8	3.8
10,000～15,000未満	30	14.2
5,000～10,000未満	37	17.5
1,000～5,000未満	101	47.9
500～1,000未満	7	3.3
500未満	2	0.9
計	211	100.0

出所）本稿掲載の付表より作成。

表4 産業（業種）別設立数・資本額・社員数

単位：社、円、人

		社数	資本額 合計	1社平均 資本額	社員数	1社平均 社員数	1人当たり 平均資本額
工業	製糸	4	22,251	5,563	71	17.8	313.4
	埋築	2	220,000	110,000	31	15.5	7,096.8
	土木	6	65,800	10,967	74	12.3	889.2
	機械製造	2	55,000	27,500	7	3.5	7,857.1
	コークス製造	9	325,200	36,133	60	6.7	5,420.0
	煉瓦・瓦製造	9	75,300	8,367	100	11.1	753.0
	印刷	3	7,217	2,406	24	8.0	300.7
	織物	3	13,000	4,333	23	7.7	565.2
	製紙	1	8,700	8,700	10	10.0	870.0
	製蠟	2	12,350	6,175	23	11.5	537.0
	酒造	9	103,100	11,456	83	9.2	1,242.2
	製粉・精米	6	38,130	6,355	95	15.8	401.4
	物品製造その他 (小計)	8 64	93,500 1,039,548	11,688 16,243	66 667	8.3 10.4	1,416.7 1,558.5
鉱業	石炭採掘	1	250,000	250,000	3	3.0	83,333.3
	金採掘	1	20,050	20,050	14	14.0	1,432.1
	銅採掘	1	22,000	22,000	4	4.0	5,500.0
	(小計)	3	292,050	97,350	21	7.0	13,907.1
運輸業	石炭運搬	3	16,800	5,600	68	22.7	247.1
	貨物運輸その他	9	77,300	8,589	70	7.8	1,104.3
	(小計)	12	94,100	7,842	138	11.5	681.9
金融業	銀行	1	9,300	9,300	23	23.0	404.3
	貸金	18	157,052	8,725	477	26.5	329.2
	(小計)	19	166,352	8,755	500	26.3	332.7
商業	類似保険	66	162,900	2,468	354	5.4	460.2
	劇場	2	10,500	5,250	77	38.5	136.4
	浴場	1	6,250	6,250	32	32.0	195.3
	市場	4	4,875	1,219	48	12.0	101.6
	諸物品販売	24	200,850	8,369	293	12.2	685.5
	石炭販売	4	39,500	9,875	36	9.0	1,097.2
	肥料販売	7	75,700	10,814	81	11.6	934.6
	その他 (小計)	5 113	114,200 614,775	22,840 5,440	54 975	10.8 8.6	2,114.8 630.5
合計	211	2,206,825	10,459	2,301	10.9	959.1	

注) 1. 「工業 物品製造その他」に分類した赤松（資）の社員数は例外として除外した。

2. 目的に貸金や金銭の前貸しを兼ねる会社は多い。本稿では貸金が専業と判断した18社のみ「金融業」に分類した。18社以外では、類似保険10社、貨物運輸その他4社、肥料販売3社、諸物品販売2社、製粉・精米1社、石炭販売1社、物品製造その他1社の計22社が副次的に貸金・金銭の前貸しを兼ねている。

出所) 本稿掲載の付表より作成。

集計したものである。なお、産業（業種）別分類については、複数の目的を併せもつ会社、商品の生産から販売まで行う会社、貸金を兼ねる会社など、1つのカテゴリーに当てはめることが難しい会社も少なくない。ここでは、登記事項の目的から主たる産業を「工業」「鉱業」「運輸業」「金融業」「商業」に大分類し、さらにそのなかでいくつかの業種分類

表5 産業（業種）・地域別集計にみる設立動向

単位：社

	福岡							筑豊		北九州		京築		筑後					計			
	福岡市	筑紫郡	糟屋郡	早良郡	糸島郡	宗像郡	朝倉郡	鞍手郡	嘉穂郡	田川郡	遠賀郡	企救郡	京都郡	築上郡	久留米市	三井郡	浮羽郡	八女郡		三潞郡	山門郡	三池郡
工業	製糸				2		2															4
	機械製造							1	1													2
	コークス製造										3											9
	煉瓦・瓦製造		1	1		1						3	1							1		9
	埋築											2										2
	土木			1									1	1				1	1		1	6
	印刷	1														1	1					3
	織物		1												1							3
	製紙																	1				1
	製蠟																				2	2
	酒造							1		3	2				1					2	2	9
	製粉・精米			1			1			1		1							2			6
物品製造その他	1	1					1					1		1						2	1	8
(小計)	2	3	3	0	3	1	4	5	4	1	14	2	2	1	4	1	0	4	2	6	2	64
鉱業	石炭採掘									1												1
	金採掘																	1				1
	銅採掘																	1				1
	(小計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
運輸業	石炭運搬	1									2											3
	貨物運輸その他	1									1	2			5							9
	(小計)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	12
金融業	銀行																	1				1
	貸金	4					2	1	1			1	1	2	3		1		2			18
	(小計)	4	0	0	0	0	2	1	1	0	0	1	0	1	2	3	0	2	0	2	0	19
商業	類似保険	10	4			1	1	4	1		6	2	1	2	2	6	4	2	8	9	3	66
	劇場	1									1											2
	浴場																	1				1
	市場								1						2				1			4
	諸物品販売	7					2				1	2		1	3		1		3	2	2	24
	石炭販売										2				1						1	4
	肥料販売						2								1	2		1		1		7
	その他										1	3								1		5
(小計)	18	4	0	0	1	1	8	1	1	6	7	6	2	3	13	6	3	10	14	6	3	113
合計	26	7	3	0	4	2	14	7	6	8	24	11	4	5	24	10	3	18	16	14	5	211

注) 福岡県では1896年に郡の配置分合が実施され2市19郡となる。本表では1896年以降の市郡域で集計した。他の表も同じ。

出所) 本稿掲載の付表より作成。

に止めた。なお、農林業と水産業に該当する会社はなかった。また、一般に「銀行」「貸金」「保険」などは金融業として分類されるが、本表では目的とその性格、資本規模などを考慮し、「類似保険」²⁶⁾は商業に分類した。

また、地域別の検討では、本来、県内の「経済圏」を確定して分類・集計すべきであるが、本稿はその確定基準を持ち得ていない。ここでは、市・郡域別に集計し、かつ歴史・地理的な事情をふまえて、①福岡地域=福岡市、筑紫、糟屋、早良、糸島、宗像、朝倉

各郡、②筑豊地域＝鞍手、嘉穂、田川各郡、③北九州地域＝遠賀、企救両郡、④京築地域＝京都、築上両郡、⑤筑後地域＝久留米市、三井、浮羽、八女、三潞、山門、三池各郡と5つのエリアに分けて、その特徴をみておきたい²⁷⁾。

表4から産業別設立数をみると、最多は商業の113社(53.6%)で5割強を占める。次いで工業64社(30.3%)、金融業19社(9%)、運輸業12社(5.7%)、鉱業3社(1.4%)である。商業会社では、諸物品販売が24社と多いが、何と云っても類似保険が際立つ。この点については後述する。草野(2012)によれば、同時期福岡県の株式会社では金融業が約4割(43.9%)、商業が約2割(19.9%)を占めた。本稿では草野(2012)と比較するため金融業を一つの産業としているが、戦前期の会社統計表のように金融業を商業内に含めると、株式と合資形態に共通して商業が6割強を占めることになる。とするならば、株式と合資形態間で産業構成に大きな違いはないようにもみえる。

しかし、資本規模は決定的に異なる。211社の平均資本額は10,459円(中央値は4,500円、最頻値は10,000円)であり、産業別では鉱業97,350円が最も高く、次いで工業16,243円、金融業8,755円、運輸業7,842円と続き、商業5,440円が最も低い。草野(2012)によれば、業種を問わない場合、同時期における株式会社の1社平均資本額は159,721円²⁸⁾であったから、合資形態の資本規模は株式の約16分の1程度であることが判明する。この点からも合資形態による資本の小規模性が明らかである。

1社平均社員数は10.9人(ただし、例外として赤松合資会社の社員数は除く)、1人当たり平均資本額は959.1円である。表4から社員数をみると工業・鉱業・運輸業・商業は10人前後で組織されるが、金融業のみ26.3人と多い。1人当たり平均資本額はばらつきがみられ、鉱業が最も高く13,907円、続いて工業1,559円と平均値を上回るが、運輸業、商業、金融業は平均値を下回る。とくに、金融業の1人当たり平均資本額は333円と最も低い。その反面、金融業は19社を数え、業種間でみると貸金18社は類似保険、諸物品販売に次ぎ多い。つまり、貸金は第三者へ融通する多少の資金を有していれば、比較的、誰でも容易に事業化を試みる事ができたと推察される²⁹⁾。その結果、「多数出資者零細資本型」のようなタイプが形成されたのであろう。

その金融業と対照的な動向を示すのが鉱業である。鉱業会社はわずか3社³⁰⁾に過ぎない。草野(2012)で指摘したように、鉱業は資源の賦存状況ならびに採掘条件など特有のリスクから生じる資金調達の高難性を抱えており、事業を試みる場合、会社形態ではなく個人企業形態を採用することが多かった。ゆえに株式と合資形態ともに鉱業会社数は表向き停滞した。したがって、合資形態をとる場合でも1社平均社員数は少ないため、1人当たり

平均資本額は高くならざるを得ないのであろう。

次に工業をみると、1社平均社員数はほぼ平均値の10.4人、1人当たり平均資本額も平均値の1.6倍程度である。むしろ、表5をみると、工業の特徴は設立地とその事業内容にある。北九州地域（16社）と筑豊地域（10社）では、石炭採掘（炭鉱）と関連してコークス製造、のち筑豊を代表する機械メーカーに成長する幸袋工作所（社番114）など機械製造会社のほか、煉瓦製造などの工業会社が多い。つまり、合資形態においても近代産業部門に属するような会社が勃興した。これに対して筑後地域（19社）では、主に特産品の楮や榎、米を原料とする製紙や製蠟、酒造、製粉・精米会社が多い。上述の北九州・筑豊地域とは対照的に、伝統的業種あるいは在来産業部門に属するような会社が勃興している点に特徴が見出される。ただし、県下の酒造業者が三潞・山門両郡に集中³¹⁾していた点をふ

表6 地域別設立数・資本額・社員数

単位：社、円、人

		社数	資本額 合計	1社平均 資本額	社員数	1社平均 社員数	1人当たり 平均資本額
福岡	福岡市	26	136,650	5,256	228	8.8	599.3
	筑紫郡	7	13,700	1,957	70	10.0	195.7
	糟屋郡	3	25,250	8,417	44	14.7	573.9
	早良郡	0					
	糸島郡	4	21,350	5,338	42	10.5	508.3
	宗像郡	2	8,625	4,313	38	19.0	227.0
	朝倉郡	14	76,553	5,468	140	10.0	546.8
	(小計)	56	282,128	5,038	562	10.0	502.0
筑豊	鞍手郡	7	54,700	7,814	38	5.4	1,439.5
	嘉穂郡	6	107,400	17,900	73	12.2	1,471.2
	田川郡	8	275,550	34,444	34	4.3	8,104.4
	(小計)	21	437,650	20,840	145	6.9	3,018.3
北九州	遠賀郡	24	669,100	27,879	240	10.0	2,787.9
	企救郡	11	111,900	10,173	103	9.4	1,086.4
	(小計)	35	781,000	22,314	343	9.8	2,277.0
京築	京都郡	4	25,000	6,250	12	3.0	2,083.3
	築上郡	5	39,200	7,840	102	20.4	384.3
	(小計)	9	64,200	7,133	114	12.7	563.2
筑後	久留米市	24	220,217	9,176	411	17.1	535.8
	三井郡	10	104,700	10,470	128	12.8	818.0
	浮羽郡	3	12,900	4,300	34	11.3	379.4
	八女郡	18	105,705	5,873	193	10.7	547.7
	三潞郡	16	54,525	3,408	154	9.6	354.1
	山門郡	14	81,800	5,843	153	10.9	534.6
	三池郡	5	62,000	12,400	64	12.8	968.8
	(小計)	90	641,847	7,132	1,137	12.6	564.5
合計	211	2,206,825	10,459	2,301	10.9	959.1	

注) 久留米市の社員数は、例外として赤松（資）を除外している。

出所) 本稿掲載の付表より作成。

まえると、酒造会社は山門郡のわずか2社³²⁾に過ぎない点は注意を要する。周知のとおり、筑後地域は、肥沃な土壌を形成する筑紫平野ならびに豊かな水量と良質さを誇る筑後川、矢部川流域に位置する。その恩恵にあずかる筑後地域は、近世来、米作・酒造などの代表的産地を形成した。しかし、旧商法期において農家や酒造家による家業の会社化は進展していない。個人企業が効率的か、株式・合資・合名会社として法人化の方が効率的か、事業規模や収益性、適用される税法の有無などを勘案しながら、旧商法期においては非法人化を選択したと考えられるが、この点については改めて考察したい。

運輸業は石炭や諸荷物の簡単な運搬事業である。ゆえに1社平均資本額は平均値より低く、設立地は2市2郡に止まっている。

表5・表6から地域別動向をみておく。2市19郡でみると、福岡市と久留米市の都市部に多いが、北九州地域と筑後地域の郡部でも活発な設立がみられる。福岡市に隣接する郡部と京築地域は停滞しているが、総じて言えば、都市部と郡部間に格差はみられない。各地域で会社数の割合をみると、北九州と筑後地域に多い。ただし、地域での1社平均資本額をみると、北九州と筑豊地域は高く、筑後地域は低い。約3倍近い開きがあるが、前述のとおり、合資形態といえども、事業の性格（近代産業と在来産業）が資本額の多寡に影響を与えたと思われる。

4.3 類似保険会社の濫立

本章の最後に類似保険について検討しておく。設立は実に66社を数え、全体の31.4%、商業会社では半数を超えて56.4%を占める。旧商法期の福岡県下に設立された合資会社のうち約3社に1社は類似保険会社であったことになり、まさに濫立という表現が当てはまる。設立地域は2市19郡のうち2市15郡で確認され、県下全域に広がっていた。表5をみると、とくに筑後地域において旺盛な設立が確認される。

これらは、会員を募り、生命、育児、家財保険のほか結婚・出産・葬儀・疾病・伝染病・火災などの際には贈与金を支払うというもので、それは人に止まらず牛馬の死亡なども対象とした。また、66社のうち10社は貸金を兼ねていることから資金吸収策としての性格も窺われ、注意が必要である。類似保険会社に限って資本額をみると、最高は10,850円（社番77・相互保険）、最低は300円（社番97・朝日保険）、1社平均資本額は2,468円ときわめて零細規模であったことが判明する。市場、印刷会社に次ぎ、業種別資本額でもほぼ最低ランクに位置している。それ故、事業に経済・合理的基礎を見出すことはできず、そのほとんどがきわめて短期間に廃業・解散した。

会社の解散状況については、株式・合資・合名会社を網羅したデータベースを構築し、存続期間（寿命）を比較分析する準備を進めている。詳細は後日に譲るが、本稿の付表では類似保険66社について47社の解散年月日を特定できている。付表によれば、66社のうち少なくとも37社は（56.1%）は、「被保険人少数のため」「総社員の承諾により」「裁判所の命令」などの事由から設立後24か月（2年）以内に解散し、うち19社は12か月（1年）以内に解散していたことが判明する。

福岡県において合資会社設立と解散数の増加をもたらした主たる要因は、類似保険会社の濫立にあった。当該期の調査によれば、明治「26、7、8の3年間に中国、四国、九州の小都会に三百に垂んとする類似生命保険事業が起つた」³³⁾といわれ、西日本を中心としつつ、その流行は全国に波及した。したがって、福島（1975）が指摘する合資会社の全国的な「泡沫」の主たる正体もまた合資形態による零細類似保険会社の濫立にあったと考えられるが、この点は改めて検討したい。

5 おわりに

本稿で明らかとなった事実を簡潔にまとめ、今後の課題を展望しておきたい。

1893年から1898年の6年間を対象期間とし、福岡県に設立された合資会社211社の登記事項に分析を加えた。結果、1社平均資本額は10,459円（中央値は4,500円、最頻値は10,000円）、1社平均社員数は10.9人、1人当たり平均資本額は959.1円であった。1万円未満の会社は69.6%で全体の7割を占めた。これを同時期の福岡県下の株式会社1社平均資本額159,721円と比較すると、合資形態は約16分の1程度であったことが判明し、資本の小規模性が明確に指摘された。

会社設立は、都市部と郡部間で格差はみられず、とくに2つの地域を中心に展開した。1つは北九州地域、もう1つは筑後地域である。しかし、会社の事業内容は対照的で、前者は主に近代産業、後者は在来産業の性格が強く、それは資本額の多寡にも影響を与えていた。

旧商法期、福岡県下における合資会社で特筆すべきは類似保険会社の設立であった。211社のうち類似保険会社は66社を数え、約3割を占めた。その平均資本額は2,468円ときわめて零細規模でありながら、設立は県下全域に広がる濫立状況が判明した。つまり、類似保険会社こそが旧商法期における合資会社設立急増の要因であり、泡沫の正体であった。

残る課題は多いが、ここでは以下の4点を挙げておきたい。

本稿では紙幅の都合もあり、合資会社設立の担い手（社員）について全く検討を加えていない。したがって、第一に、担い手たちの家業や資力、人的ネットワークなどを検討し、その特徴を明らかにする必要がある。近年では、近代産業部門と在来産業部門との関係を相互補完的に捉え直し、両部門をつなぐ担い手や組織・制度のあり方を検討する必要性が指摘されている³⁴⁾。その場合、在来産業部門の会社設立が活発な筑後地域の動向が示すように合資・合名会社への目配り、換言すれば、会社形態を限定せずに担い手の企業者活動や人的ネットワークを分析する必要があるのではないだろうか。担い手の企業者活動は、必ずしも株式会社や同一産業・業種内に限定されるわけではない「株式・合資・合名会社による統合的な企業勃興」という分析視角からの実態解明も必要であろう。

第二に、合資会社は一般に「親族若しくは知己と共に会社を設立する 경우가甚だ多い」³⁵⁾といわれてきたが、単に狭い範囲での資金結合としてではなく、地域または営業上の協力関係から設立される場合もある。たとえば、1893年12月、福岡市御供所町に「定演劇場及び演劇道具賃貸」を目的として設立登記された博多教楽社（社番21）がある。43名で9,000円（1口180円）を分担出資しているが、その顔ぶれをみると博多の有力商人で構成される³⁶⁾。たとえ小規模な出資であっても、単なる営利に止まらず、娯楽や文化面を含め、地域社会のニーズや課題などに応じる目的もあったと思われる。しかし、合資形態であったが故にほとんど知られていない。合資会社に関する研究蓄積がほとんど存在しない現状において、そのような会社の掘り起こしと事例研究も一定の意義を持つと思われる。

第三に、類似保険の分析である。類似保険事業には二度のブームがあった。一度目は1880年代前半（明治10年代中頃）、二度目は1890年代中頃（明治20年代後半）に発生した³⁷⁾。一度目については、日本の保険事業生成期において生命保険事業の類似業務を実行しようとした若山儀一による日東保生会社や安田善次郎による共済五百名社などを中心に研究と史料復刻が進んでいる³⁸⁾。一方、旧商法の施行とともに再ブームが発生した1890年代中頃の類似保険については、同時代の論考³⁹⁾を除くと、田村祐一郎氏による研究⁴⁰⁾が唯一のものであろう。それは、類似保険に関わる分析資料の欠如という制約に加え、科学的な保険数理と資金的裏付けを無視した類似保険は、いかなるリスクを対象としようとも、本質は短期的な投機目論見や資金吸収策にあったと考えられ、そこに大きな意義を見出すことが難しいためであろう。しかし、類似保険の簇生は、合資会社が総社員の連署した書面契約によって簡単に設立できる制度を巧みに利用し、一種の営利的期待を持って事業を模倣、試みる者たちが後を絶たなかった事実を明確に示している。制度や法規定の不備は、必要に応じて修正されていく。類似保険ブームは、会社制度導入期にみられた問題を惹起する

現象であり、たとえ泡沫会社とはいえ、それは企業勃興の一側面でもあったが、全く検討の対象外である。

第四に、1899年新商法施行後における合資会社の分析である。旧商法期における合資会社の激しい設立・解散数は、上記の類似保険の濫立からある程度説明できるが、明治後期の増加現象まで説明することはできない。一般に、合資形態による類似保険事業は1900年の保険業法制定により消滅した⁴¹⁾とされるためである。とするならば、明治後期における合資会社の増加は、別な業種によってもたらされた。改めて検討してみたい。

注

- 1) 1886年2月26日勅令。同令により法律、命令の公布手続き、施行期限や閣令、省令の制定権の根拠などが定められた。1907年2月1日、公式令の公布に伴い同令附則で廃止された。
- 2) 旧商法の残る規定は1898年7月1日から施行されたが、1899年6月16日から新商法（1899年3月9日、法律第48号）が施行され、旧商法は第3編「破産」を除き廃止された。
- 3) 旧商法第9条において「商人トハ総テ商業ヲ営ム者ヲ謂ヒ商業ヲ営ムトハ営業トシテ商取引ヲ為スコト」と定め、具体的には個人商人と会社を指す。
- 4) 商業登記に関する細部の手続きは、1890年司法省令第8号「商法ノ規定ニ依リ商業及ヒ船舶ノ登記公告ニ関スル取扱規則」において定められた。なお、商業登記は商人に関する取引上重要な事項を公示するための制度であり、民法上の不動産に関する登記や船舶登記はここにいる商業登記ではない（志田、1899、199-200頁）。
- 5) 具体的には、旧商法第78～82条、第129条、第138条、第168～170条、第190条、第200条、第234条などの規定による。なお、商業登記を怠った場合は、罰則として5円以上50円以下の過料が課せられた（第256条）。
- 6) 代表的な研究として、『日本帝国統計年鑑』を用いた伊牟田（1967）と『農商務省統計表』を用いた宮本（1990）による会社制度展開の数量的分析が挙げられる。
- 7) 福島（1975）、31頁。
- 8) これは、大塚久雄氏による「株式会社発生史の正しきシェーマは、『個人企業→合名会社→合資会社→株式会社』として表示せられるもの」（大塚、1969、217頁）という主張が前提をなしていた。
- 9) 福島（1975）、33頁。
- 10) 注2に記したとおり、新商法は1899年6月より施行されるが、本稿では『登記統計年報』の数値を利用する関係上、「商業登記公告」に掲載された会社設立日が1898年12月31日までの合資会社を対象とした。
- 11) 原書は商業興信所編・刊行であるが、これまでは復刻版（柏書房）が広く利用されてきた。しかし、近年では「国立国会図書館デジタルコレクション」で原書を閲覧できるようになり、アクセスは一層容易になった。
- 12) 由井・浅野（1989）、解説4頁。しかし、本文に述べるとおり、実際には株式会社以外の掲載は一部に限定される。
- 13) 伊牟田（1967）、22頁。
- 14) 旧商法をめぐる施行断行派と延期派の法典論争は激化し、施行は再延期されたが、条約改正と実際の経済情勢上、その施行は焦眉の問題であった。政府は、1892年末の第4回帝国議会上に法案を提出し、商法典の会社、手形および破産に関連する部分を修正し、その修正部分と商事会社に関する商業登記簿と商業帳簿の規定について1893年1月1日から施行することを提案した。法案は1893年2月に可決され、同年3月6日「商法及商法施行条例中改正並施行法律」（法律第9号）が公布された。ここによりやく、会社・手形・破産の三法と会社に関する

商業登記・商業帳簿の諸規定が同年7月1日より施行された。したがって、旧商法は公布時の規定のまま施行されたわけではなく、一部改正のうえ施行された。旧商法第1編第6章（会社法）がどのような形で施行されたかについては、浅木（2003）が「明治23年商法（旧商法）および明治26年改正法対照表」を作成されており、たいへん有益である（同、74-103頁）。本稿では、煩雑さを避けるため1890年旧商法と93年改正旧商法を区別せず、一括して旧商法と略しているが、本文には以下とくにと断らない限り、実際に施行された1893年の規定を記している。なお、合名会社については、1890年旧商法は2人以上7人以下、93年改正時に2人以上と定めた。

- 15) 「商業登記公告」（『福岡日日新聞』1893年12月29日～94年1月10日）。同社は旧藩主有馬頼成提供の25,000円と寄付金5,600円を創業資金として設立された「赤松社」を前身とする。同社については岡本（2006）、第4章に詳細な事例研究がある。
- 16) 旧商法第150条「事実年度ノ終リタル後直チニ通常総会ヲ開キ其年度ノ貸借対照表及ヒ事業並ニ其成果ノ報告書ヲ社員ニ提出シテ検査及ヒ認定ヲ受ク其認定ハ出席社員ノ多数決ニ依ル」。
- 17) 旧商法第200条。
- 18) 商業興信所編『日本全国諸会社役員録』（明治28～31年版）による。
- 19) 商業興信所編（1898）、凡例2頁。
- 20) 商業興信所編（1895）、緒言1頁。
- 21) 『登記統計年報』と『日本帝国統計年鑑』『農商務省統計表』の間では会社数に隔たりがある。その原因の一旦がこの第82条にあると考えられるが、それを具体的に検討する用意は整っておらず、今後の課題である。
- 22) 当然ながら、解散の登記事項は会社によって存続期間（寿命・社命）が異なるため、旧商法期以降の継続的なデータベース化が必要となる。付表は現時点までに抽出された事項を掲載しており、全てを網羅するものではない。
- 23) この修正をめぐっては、関係者間で合資会社の責任財産制に関する長年の意見対立があった。詳しくは利谷・水林（1973）を参照されたい。
- 24) 商法施行条例（1890年8月7日、法律第59号）第5条、第10条による。
- 25) 草野（2012）、12頁の表2による。草野（2012）は1899年までに福岡県下で設立された株式会社196社を対象とした分析である。以下、同時期福岡県の株式会社に関する記述は草野（2012）による。詳細は同論文を参照されたい。
- 26) 東邦火災取締役、日本傷害火災海上社長を歴任し、また保険学者としても活躍した粟津清亮は、類似保険会社について「複雑ナル保険ノ学理技術ヲ必要トセス被保人ヲ集合シテ団体ヲ構成シ事故ノ発生スル毎ニ保険掛金ヲ徴取シテ保険金支払ヲ実行スレハ可ナリ」（由井・田付編、1981、381頁）と述べている。しかし、近代保険と類似保険の区別の境界はきわめてあいまいな要素があり（庭田、1967、1-5頁；1970、171-172頁）、類似保険を明確に定義することは難しい。上記の粟津見解を参考としつつ、本稿では福岡県を分析対象としていることから、便宜上、明治期の福岡県下で唯一の株式会社として社会的資金を募り設立された九州生命保険株式会社を「近代生命保険会社」、社名または目的に保険や共済を掲げ、合資・合名形態により零細資本規模で組織されたものを「類似保険会社」と区別して分類した。
なお、旧商法期における合名形態の類似保険会社は、西海簡易家財保険桑野金子合名会社（上妻郡光友村谷川1659番地、目的／家財火災保険及び金銭貸付、設立年月日／1893.11.24、出所／『福日』1893.11.24）と出光児育生命保険合名会社（宗像郡赤間村赤間884番地、目的／児育及び生命の保険営業、設立年月日／1894.10.5、出所／『福日』1894.10.9）の2社のみ確認される。つまり、類似保険事業は明らかに合資形態を好んで事業化を試みており、無限責任（旧商法第74条）の有無など法規定をふまえた選好が推察される。九州生命保険は1895年4月24日に資本金15万円で福岡市中島町69番地に設立された保険会社である（草野、2016a）。同社の概要については、さしあたり、西日本文化協会編（2003）、1698-1705頁を参照されたい。
- 27) 周知のとおり、県下の主要産炭地は北九州に分類した遠賀郡にも広がる。また、北九州、とくに門司地区は山口県下関市と経済的繋がりが深く、三池郡と山門郡は隣接する熊本県荒尾方面や玉名方面にも広がりをもつ経済

- 圏であったように、そもそも一都道府県圏で地域経済圏を確定すること自体望ましくない面もある。
- 28) 草野 (2012)、13頁の表3より算出。
- 29) 本稿と直接は関係しないが、小島 (2021) は戦前期日本社会において、銀行や信用組合といったフォーマルな金融機関を利用できないがゆえに、「顔の見える」素人高利貸が活動する余地が存在したことを見事に描き出しており (第1章)、たいへん示唆に富む。
- 30) 北豊採炭 (社番75)、星野金礦 (社番184)、上妻銅山 (社番33) の3社である。うち後者の2社はいずれも八女郡に位置する。八女郡星野村一帯には古くから金銀鉱床の存在が知られる。「明治・大正年間になると、多数の鉱区が設定され、星野村内の各所に矢野・星野・上星野・小室・筑後・金原などの諸鉱山が群立し、それぞれ小規模ながら単独経営を行い、当時、産金地として盛況を極めた (福岡通商産業局鉱山部編、1959、121頁)。
- 31) 戦前期の福岡県酒造業の位置づけについては、西日本文化協会編 (2003)、63-73頁、橋詰編 (1957)、みやま市史編集委員会編 (2020) などを参照されたい。
- 32) 山門郡の瀬高酒造 (社番8)、大倉酒造 (社番182) の2社である。
- 33) 粟津 (1928)、378頁。
- 34) 中村 (2012)、Nakamura (2015) による。
- 35) 増地 (1930)、86頁。
- 36) たとえば太田清蔵 (諸油卸商/太田屋本店)、磯野七平 (犁頭鍋釜鋳物製造販売業/磯野鋳造所)、野村久一郎 (呉服太物兼新物着類仕立物商/斧屋)、中尾伊作 (酒造業/成巳屋本家)、加野熊次郎 (清酒醸造/万屋)、下沢善右衛門 (小間物商) など。なお、博多教楽社は1906年8月に解散し、のち筑紫郡堅粕村馬出東公園地内に移転して (初代) 株式会社博多座となる。
- 37) 保険銀行時報社編 (1933)、80-82頁、98頁。
- 38) ここで近年の研究にはふれないが、類似保険を含め、保険業の重要史料や戦前期の主要研究論文は由井・田付編 (1981) に復刻・紹介されている。
- 39) 代表的なものとして粟津清亮による論考が挙げられる。詳しくは、『粟津博士論集』 (全11巻) のほか、上述の由井・田付編 (1981) などを参照されたい。
- 40) 田村氏の類似保険に関する論考は10本を超えるため、ここでは一部しか挙げていないことをお断りしておきたい。氏の一連の先行研究については『同志社商学』『流通科学大学論集 経済・経営情報編』などの雑誌を参照されたい。
- 41) 脆弱な経営基盤による事業の弊害 (たとえば会員、加入者が損害を被るなど) が社会問題となり、裁判所による解散命令が相次いだこと (保険銀行時報社編、1933、116頁)、保険事業の免許主義と基礎書類認可による監督方式の導入、保険の経営形態を株式会社と相互会社に限定、他業ならびに生損保の兼営禁止などの理由が挙げられる (水島、2006、65-73頁)。ただし、田村 (2010) は、保険業法が類似保険を追放する有力な手段にはならず、昭和戦前期を通じて保険監督当局と保険業界は類似保険問題に悩ませ続けられたと指摘する。

参考文献

- 浅木槇一 (2003) 『日本会社法成立史』 信山社出版。
- 粟津清亮 (1928) 『粟津博士論集 (11)』 粟津博士論集刊行会。
- 伊牟田敏充 (1967) 「明治中期における『会社企業』の構成」『研究と資料』第25号、大阪市立大学経済研究所、20-95頁。
- 伊牟田敏充 (1976) 『明治期株式会社分析序説』 法政大学出版局。
- 上川芳実 (2007) 「明治期の企業家集団 (補遺)」『京都学園大学経営学部論集』第17巻第1・2号、117-166頁。
- 占部都美 (1977) 『企業形態論』 白桃書房。
- 大塚久雄 (1969) 『大塚久雄著作集 第1巻 株式会社発生史論』 岩波書店。

- 岡本幸雄（2006）『士族授産と経営——福岡における士族授産の経営史的考察——』九州大学出版会。
- 草野真樹（2012）「地方の企業勃興とその担い手——福岡県を事例として——」『経営史学』第47巻第1号、3-25頁。
- 草野真樹（2013）「商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義——福岡県を主たる事例として——」『エネルギー史研究』第28号、九州大学記録資料館、11-36頁。
- 草野真樹（2016 a）「商業登記公告のデータベース化とその概要——明治期における福岡県の株式会社を対象として——」『九州産業大学商経論叢』第56巻第3号、37-79頁。
- 草野真樹（2016 b）「明治中後期における株式会社の設立動向——福岡県を対象として——」『九州産業大学商経論叢』第57巻第2号、65-87頁。
- 小島庸平（2021）『サラ金の歴史——消費者金融と日本社会——』中央公論新社。
- 三枝一雄（1992）『明治商法の成立と変遷』三省堂。
- 志田鉦太郎（1899）『日本商法論 総論』有斐閣書房。
- 商業興信所編（1895）『日本全国諸会社役員録（明治28年版）』商業興信所。
- 商業興信所編（1896）『日本全国諸会社役員録（明治29年版）』商業興信所。
- 商業興信所編（1897）『日本全国諸会社役員録（明治30年版）』商業興信所。
- 商業興信所編（1898）『日本全国諸会社役員録（明治31年版）』商業興信所。
- 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫（2009）『企業家ネットワークの形成と展開——データベースからみた近代日本の地域経済——』名古屋大学出版会。
- 田村祐一郎（2010）「保険業法制定以後の類似保険について——明治期における類似保険の実態（4-1）——」『流通科学大学論集 経済・経営情報編』第18巻第2号、23-43頁。
- 利谷信義・水林彪（1973）「近代日本における会社法の形成」高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開 3 企業と営業の自由』東京大学出版会。
- 中村隆英（1985）『明治大正期の経済』東京大学出版会。
- 中村尚史（2010）『地方からの産業革命——日本における企業勃興の原動力——』名古屋大学出版会。
- 中村尚史（2012）「久留米餅と国武喜次郎」『日経研月報』第414号、日本経済研究所、23-30頁。
- Nakamura Naofumi (2015) 'Reconsidering the Japanese Industrial Revolution: Local Entrepreneurs in the Cotton Textile Industry during the Meiji Era' *Social Science Japan Journal* Vol.18, No.1, pp.23-44.
- 永江眞夫（1980）「明治期の株式会社研究について」『社会経済史学』第45巻第6号、77-96頁。
- 西日本文化協会編（2003）『福岡県史 通史編近代 産業経済（1）』福岡県。
- 庭田範秋（1967）「類似保険の本質とその対策」『三田商学研究』第10巻第4号、1-33頁。
- 庭田範秋（1970）『保険経営論』有斐閣。
- 橋詰武生編（1957）『福岡県酒造組合沿革史』福岡県酒造組合。
- 浜田道代編（1999）『日本会社立法の歴史的展開——北澤正啓先生古稀祝賀論文集——』商事法務研究会。
- 福岡通商産業局鉱山部編（1959）『九州の金属鉱業』九州地方鉱山会。
- 福島正夫（1975）「明治26年の旧商法中会社法の施行——その経過と意義——」『早稲田法学』第51巻第1・2号、5-37頁。
- 保険銀行時報社編（1933）『本邦生命保険業史』保険銀行時報社。
- 増地庸治郎（1930）『企業形態論』千倉書房。
- 水島一也（2006）『現代保険経済（第8版）』千倉書房。
- みやま市史編集委員会編（2020）『みやま市史 通史編 下巻』みやま市・みやま市教育委員会。
- 宮本又郎（1985）「家族企業・会社制度・経営成果」同志社大学人文科学研究所編『財閥の比較的研究』ミネルヴァ書房。
- 宮本又郎（1990）「産業化と会社制度の発展」西川俊作・阿部武司編『日本経済史5 産業化の時代 下』岩波書

店。

安岡重明（1998）『財閥経営の歴史的研究——所有と経営の国際比較——』岩波書店。

由井常彦・浅野俊光（1989）『日本全国諸会社役員録 解説・府県別五十音索引』柏書房。

由井常彦・田付茉莉子編（1981）『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社。

吉田準三（1998）『日本の会社制度発達史の研究』流通経済大学出版会。

我妻栄（1968）『旧法令集』有斐閣。

統計・新聞類

『官報』（明治期全般）。

司法省編『日本帝国司法省（第1・第26）登記統計年報』1887-1912年。

『福岡日日新聞』（明治期全般）。

付表 1893～98年に設立された福岡県下の合資会社と登記事項

社番	社名	本店	目的	資本総額 (人)	設立 年月日	(出所) 年月日	解散 年月日	事由	(出所) 年月日
1	日新商	下都郡穂城村長田546番地・2	貸金営業	8,552	1878.10.2	福日 1893.11.14	1900.11.24	株式会社組織変更のため総社員 の同意により解散	官報 5391号附録 1901.6.24
2	赤松商	久留米市藤山町	傘製造販売及び貸付金営業	46,900	1883.3	福日 1893.12.29	1908.7.14	臨時総会の決議により解散	官報 7524号附録 1908.7.25
3	精織商	上妻郡福岡町本町101番地	製網及び精皮売買営業	8,700	1887.12.7	福日 1893.12.28	1909.12.10	総社員の同意により解散	官報 7952号 1909.12.24
4	船小屋敷商	下妻郡下妻村尾島29番地	船京治場営業	6,250	1888.4.8	福日 1894.1.7	1897.4.24	船小屋敷京株式会社を新設したる により任意解散	福日 1897.4.29
5	福岡大塚銀行	上妻郡羽犬塚村徳久1番地	貸金または預り金営業	9,300	1889.1.1	福日 1893.12.27	1900.12.10	任意解散	官報 5249号附録 1900.12.21
6	久留米米穀商	久留米市京町81番地	荷物の運送及び運送取扱、荷物 に関する金銭の前貸、渡船入津 料徴収	1,400	1890.3.30	福日 1894.1.10	1900.9.28	社員総会の決議により組織を委更 して株式会社となし、京後運送株 式会社を設立したるをもって解散	官報 5180号附録 1900.10.5
7	保財商	御原郡立石村松崎732番地	貸付金営業	21,000	1891.4.1	福日 1893.12.28	1906.7.9	総社員の決議により解散	官報 6920号 1906.7.24
8	新高造商	山門郡下瀬高町下庄1302番地	酒類醸造営業	9,000	3	1892.4.1	福日 1893.11.10		
9	三池石炭商	三池郡大牟田町大字田330番地	石炭販売営業	15,000	11	1893.5.31	福日 1893.12.28		
10	山陽商	企救郡小倉町大字大坂町42番地	貸金営業	1,400	7	1893.8.24	福日 1893.8.29	1894.6.4	将来営業の目的なきため解散
11	榮紫商	鞍手郡直方町大字直方810番地	貸金営業	1,500	16	1893.9.9	福日 1893.9.16	1894.1.24	将来営業の目的なきため解散
12	生命財産商	企救郡小倉町船頭町1番地	生命の保険、生児の養育、結婚 の準備費積立の斡旋	500	8	1893.9.16	福日 1893.9.19		
13	日本家財保険商	鞍手郡直方町直方400番地	家財保険及び金銭貸付営業	3,000	4	1893.9.21	福日 1893.9.27		
14	大川商	三瀬郡大川町向島2213番地	依託品売買、汽船乗客取扱及び 旅館営業	3,000	6	1893.10.26	福日 1893.11.2		
15	有信商	福岡市下須崎町1番地	金銭貸付	6,000	2	1893.11.1	福日 1893.11.7		
16	九州疾病保険商	福岡市下洲崎町1番地	疾病保険	5,000	2	1893.11.8	福日 1893.11.14	1894.4.13	将来営業の目的相立を難きに付き、 総会の決議により解散
17	九州仏教生命保険商	京都府行橋町行事1177番地	疾病及び生命の保険	500	3	1893.11.15	福日 1893.11.25		
18	共愛貸金商 → 簡易結婚出生生命保険商	山門郡柳河町細工町30番地 (社名変更)	貸金営業	3,000	3	1893.12.8	福日 1893.12.16		
19	筑紫児育生命保険商	福岡市下瀬町9番地	見育及び生命の保険	1,000	2	1893.12.10	福日 1893.12.22		
20	三池土木商	三池郡大牟田町瀬須1288番地	土木建築営業	10,000	19	1893.12.12	福日 1893.12.27	1897.4.28	将来営業の目的なきにつき解散
21	博多多数衆社	福岡市御供所町29番地	定演劇場及び演劇道具賃貸	9,000	43	1893.12.15	福日 1893.12.21	1906.8.1	会社は存続時期の満了につき解散
22	黒崎酒類醸造商	遠賀郡黒崎村藤田2049番地	酒類醸造営業	5,000	2	1893.12.18	福日 1893.12.23	1896.9.13	将来の目的相立たざるにつき、社 員合意を以て解散
23	協働同社	久留米市通町32番地	活版石版印刷業	3,217	8	1893.12.25	福日 1894.1.10	1895.3.31	計算上維持の目的なきため総社員 一致の合意をもって解散
24	有見生命保険商	福岡市福岡橋口町14番地	有見並びに生命保険	1,000	4	1893.12.30	福日 1894.1.7	1897.3.29	被保険者少数にて将来営業の目的 なきため解散
25	共済生命保険商	福岡市下瀬町82番地	生命保険	1,500	3	1894.1.12	福日 1894.1.13	1899.6.10	総社員の承諾により解散
26	人事保険商	上妻郡福岡町本町66番地	生命精難出産の保険	2,000	5	1894.1.23	福日 1894.1.26	1897.3.30	被保険者なきため総社員の承諾を もって解散
27	花宗製粉米商	上妻郡二川村和泉290番地	製粉、製米及び製品販売営業	3,505.459	7	1894.2.6	福日 1894.2.14	1896.8.7	製粉器機破損し、将来収益の見込 みなきため解散
28	地久商	久留米市呉服町15番地・1	胎衣回収運搬、下水浚渫の 請負及び肥料製造販売業	1,000	4	1894.3.1	福日 1894.3.13		
29	飯塚有信商	穂波郡飯塚町大字飯塚1121番地	貸付金及び預り金営業	4,000	3	1894.3.26	福日 1894.3.28	1895.2.26	将来営業の目的なきため解散
30	瀬ノ下運輸商	久留米市瀬ノ下町274番地	荷物運輸営業	1,050	3	1894.4.1	福日 1894.4.17		

社番	社名	本店	目的	資本総額	社員 (人)	設立 年月日	(出所) 年月日	解散 事由	(出所) 年月日
31	内国保険館	福岡市下洲崎町90番地	出生死亡結婚の保険	1,700	4	1894 5 5	福日 1894 5 11		
32	中尾共助館	上毛郡唐原村大字下唐原712番地	蘭生糸売買及び生命保険と結婚 出産者に義捐金を贈与するの 媒介をなす	5,000	4	1894 5 12	福日 1894 5 29		
33	上妻銅山館	上妻郡横山村下横山1793番地	銅鉛採掘製銅販売	22,000	4	1894 5 15	福日 1894 5 18		
34	長糸製糸館	怡土郡長糸村大字本1515番地	生糸製造販売営業	5,850	9	1894 6 1	福日 1894 6 3		
35	筑紫生命保険貸金合同館	山門郡柳河町瀬高町56番地	生命保険及び児童教育資並びに 生命保険貸金合同営業	3,000	6	1894 6 19	福日 1894 6 22	1912 3 12 総社員の同意により解散 1896 2 29 総社員の決議により解散	官報 8653号附録 1912 4 26 福日 1896 3 8
→	筑紫生命保険館	(社名変更)							
36	海津製糖館	山門郡竹海村海津1729番地	総製糖販売及び機械販売	7,700	15	1894 6 19	福日 1894 6 24		
37	豊前館	企救郡小倉町大字魚町121番地	諸官衙及び各会社諸工場へ物品 の売買並びに運搬の事業	5,000	4	1894 7 5	福日 1894 7 17		
38	有信生命保険館	福岡市上土居町34番地	生命保険	5,000	2	1894 7 10	福日 1894 7 11	1901 1 30 明治33年3月公布民法第69号第 28条第1項基金10万円の規定を違 守すること能わぬにより解散	官報 5282号附録 1901 2 14
39	元亨館	山門郡水上村小田1083番地	質屋貸付金及び古物売買	1,000	2	1894 7 10	福日 1894 7 12	1895 8 5 総社員により解散	福日 1895 8 10
40	夜須製糸館	夜須郡三根村大字三並1436番地 1	生糸製造販売	1,900.50	43	1894 10 20	福日 1894 10 30	1897 8 5 将来営業継続の見込みなきにより 解散	福日 1897 8 11
41	諸品市場館	久留米市阿蘇町39番地	諸物品の依託販売及び競売所を 貸与し手数料を収入す	600	2	1894 11 8	福日 1894 11 11		
42	魚市館	久留米市田町4番地・5番地・ 6番地・7番地・8番地・9番 地	魚類依託販売	1,500	24	1894 11 26	福日 1894 11 30	1902 5 14 総社員の同意をもって解散	官報 5663号附録 1902 5 23
43	博多海産館	福岡市下対馬小路官有地番外5 号	水産物依託販売	5,000	10	1894 12 24	福日 1894 12 28	1895 9 11 将来営業の目的無きため解散	福日 1895 9 15
44	若津食塩館	三瀬郡大川町向島2360番地	食塩売捌	5,000	10	1895 1 24	福日 1895 1 29	1896 6 26 将来維持の目的なきにつ き、総社員の承諾により解散	福日 1896 7 1
45	六友館	福岡市大浜町4丁目20番地	米穀並びに酒類の販売及び金員 の貸借	5,000	6	1895 3 23	福日 1895 3 28	1896 1 25 営業の目的相立ち離れ解散	福日 1896 2 2
46	北崎製糸館	志摩郡小田村大字小田1178番地	生糸製造販売営業	4,500	9	1895 3 25	福日 1895 3 30		
47	三池海産館	三池郡大年田町瀬須1313番地	海産物を販売し並びに金銭貸借	1,000	2	1895 4 22	福日 1895 4 25		
48	百町製糖館	山門郡川辺村百町772番地	総製糖販売営業	4,650	8	1895 4 25	福日 1895 5 10	1896 9 30 将来維持の目的なきにつ き解散	福日 1896 10 6
49	石城物品製造館	那珂郡千代村堅粕1112番地	石城を以てて米代販及び織物	1,500	5	1895 5 10	福日 1895 5 14		
50	大三編新町館	夜須郡大三編村野町206番地	貸金営業	1,600	7	1895 5 22	福日 1895 5 26	1900 2 16 総社員の同意により解散	官報 5012号附録 1900 3 20
51	共済生命保険館	竹野郡田主丸町田主丸700番地 1	生命保険の営業	3,000	7	1895 6 5	福日 1895 6 8		
52	肥料販売館	上座郡福成村長淵574番地	肥料販売営業	500	2	1895 6 21	福日 1895 6 25	1895 11 29 将来営業の目的無きため解散	福日 1895 12 4
53	豊前産物館	企救郡小倉町大字室町97番地	物品仲介、荷為換、物品競売、 倉庫寄託、品質検査等に係る作 業及び取引営業	10,000	4	1895 7 1	福日 1895 7 13	1897 7 13 総社員の承諾により解散	福日 1897 7 28
54	共済生命保険館	三瀬郡大野島村2887番地	死亡出産結婚保険	1,350	8	1895 7 18	福日 1895 7 27	1896 5 9 福岡地方裁判所久留米支部の命令 書により解散	福日 1896 5 22
55	西川運炭館	遠賀郡浅水村水守1581番地	石炭及びその他諸物貨運輸営業	4,000	28	1895 7 23	福日 1895 7 31		
56	帝國保険館	田川郡香春村359番地	貸金営業及び生命保険と義助団 体を組織し、結婚出産者へ義捐 金を贈与する媒介をなし、取送 面の利率を取益す	4,800	4	1895 8 10	福日 1895 8 16		
57	帝國保険館	田川郡添田村大字添田1801番 地	貸金営業及び生命保険結婚出産 義捐金贈与の媒介	4,800	4	1895 8 13	福日 1896 9 25	1897 8 5 前法第67条2項により、福岡地方 裁判所小倉支部において解散	福日 1897 9 14

58	結婚共済保険(株)	上野郡把木村林田287番地	結婚保険営業	3,000	2	1895 8 31	福日	1895 9 4	1896 4 4	将来営業の目的無きため解散	福日	1896 4 7
59	陸海産売買(株)	福岡市下対馬小段18番地	海陸産物の売買及び委託売買	1,800	3	1895 9 16	福日	1895 9 22				
60	筑豊石炭倉庫(株)	遠賀郡若松町258番地	石炭保管預り委託販売研為炭の代弁、その他石炭営業に必要な業務	50,000	3	1895 10 25	福日	1895 11 2	1899 1 28	将来営業の目的立ち難く解散	福日	1899 2 10
61	製粉(株)	上妻郡福岡町本町27番地-2	製粉販売勝り米穀売買及び貸金	4,750	19	1895 10 29	福日	1895 11 2				
62	豊亨保険(株)	上妻郡福岡町本町343番地	結婚出産一戸生命特別離婚保険営業	1,200	3	1895 11 4	福日	1895 11 8	1897 7 28	福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 7 28
63	北筑生命保険(株)	恰土郡恰土村大字末永510番地	生命保険並びに貸金営業	1,000	10	1895 11 5	福日	1895 11 15	1901 3 31	総社員の決議により解散	官報 5334号附録	1901 4 18
64	元町産(株)	山門郡柳河町大字筑紫 3 番地	蘭蘭付そのの取権を得て以て織産織り或いは米品売却営業	600	6	1895 11 5	福日	1895 11 22				
65	保険合資(株)	上妻郡二川村長崎494番地	結婚出産生命保険営業	3,000	4	1895 11 11	福日	1895 11 20	1897 6 30	福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 7 15
66	共済保険(株)	福岡市本町86番地-1	結婚出産産資及び生命保険	4,000	2	1895 11 29	福日	1896 5 5	1897 9 15	福岡地方裁判所の命令により解散	福日	1897 9 21
67	共済保険(株)	田川郡添田村大字添田1685番地	結婚出産産資及び生命保険	4,000	4	1895 11 30	福日	1895 12 13	1897 9 12	福岡地方裁判所において解散	福日	1897 10 4
68	筑豊合資(株)	上野郡久喜宮村若市2676番地	生命及び結婚並びに出産保険の営業	3,000	4	1895 12 2	福日	1895 12 13	1896 5 14	福岡地方裁判所の命令により解散	福日	1896 5 22
69	南筑生命結婚出産産(株)	三瀬郡木室村中八院173番地	生命結婚出産産保険営業	1,500	5	1895 12 3	福日	1895 12 8	1897 8 16	福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 9 7
→	南筑保険(株)	(社名変更)										
70	帝國共助(株)	福岡市蔵木町23番地	生命結婚出産の保険	3,000	3	1895 12 3	福日	1895 12 8				
71	大川魚市場(株)	三瀬郡大川町小保883番地-2-4	乾魚取引売買営業	975	13	1895 12 20	福日	1896 1 9				
72	東洋保険(株)	上妻郡福岡町本町1番地-5	得養老生命疾病保険	6,000	12	1896 1 15	福日	1896 1 23	1896 11 13	将来営業の目的無きため、総社員の承諾を以て解散	福日	1896 11 23
→	東洋生命(株)	(社名変更)										
73	出産養育(株)	上野郡把木村林田743番地	出産養育保険営業	3,000	2	1896 2 4	福日	1896 2 9	1898 6 16	福岡地方裁判所の命令により解散	福日	1898 6 24
74	報徳(株)	田川郡川崎村田原967番地	貸金営業及び生命保険と報徳団体を組織し、結婚出産者及び死者へ義捐金を贈与する媒介をなし、取送間の剰余を収益す	4,500	5	1896 2 5	福日	1896 2 13	1897 9 5	裁判所の命令により解散	福日	1897 9 22
75	北豊採炭(株)	田川郡添田村大字野田739番地	採炭営業	250,000	3	1896 2 15	福日	1896 2 23	1900 5 5	総社員の承諾により解散	官報 5058号附録	1900 5 16
76	福島肥料(株)	上妻郡福岡町本町201番地	肥料販売営業	4,200	16	1896 2 18	福日	1896 3 1				
77	相互(株)	山門郡柳河町大字旭町31番地	生命出産結婚貯蓄恩恵投資保険業	10,850	48	1896 2 24	福日	1896 3 5	1897 7 2	解散命令	福日	1897 7 28
78	倭保(株)	久留米市莊島町47番地	病難保険及び一戸生命保険営業	1,500	2	1896 3 9	福日	1896 3 26	1897 10 12	福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 10 20
79	主信生命(株)	生業郡山森村三泰588番地	生命及び結婚産(株)	3,000	5	1896 3 21	福日	1896 3 25	1896 5 8	業務開始前に総社員の協議を以て解散に決定す	福日	1896 5 22
80	豊国(株)	京都郡延永村大字中津熊578番地	結婚出産牛馬保険	4,000	4	1896 3 25	福日	1896 3 29	1897 4 27	将来営業の目的無きため解散	福日	1897 5 2
81	三国(株)	朝倉郡小石原村鼓883番地	貸金及び葬儀出産結婚産(株)	1,500	2	1896 4 15	福日	1896 4 19	1897 9 6	福岡地方裁判所命令により解散	福日	1897 9 14
82	南洋土木(株)	京都郡行橋町大字行事094番地	土木受負業	20,000	2	1896 4 17	福日	1896 4 24	1898 12 19	将来営業の目的立たず解散	福日	1898 12 25
83	博多ラムネ(株)	福岡市博多上抵園町42番地	ラムネその他の飲料品製造及び販売	4,500	3	1896 4 27	福日	1896 4 30	1900 11 12	総社員合意による中塚太三郎に営業を譲渡し解散	官報 5214号	1900 11 16
84	共進(株)	福岡市博多下西町46番地	久留米餅木綿反物卸売並びに産地注文受次営業	3,150	4	1896 5 1	福日	1896 4 30	1896 9 30	営業の目的相立難く、総社員承諾の上解散	福日	1896 10 6
85	御井(株)	三井郡宮陣村大字八丁島1906番地	貸金営業	10,000	8	1896 5 20	福日	1896 5 24	1898 11 2	将来の目的なきため解散	福日	1898 11 13

社番	社名	本店	目的	資本総額	社員 (人)	設立 年 月 日	(出所) 年 月 日	解散 事由	(出所) 年 月 日
86	石炭販売店	速賀郡若松町279番地	石炭委託販売及び貸金営業	3,500	4	1896 5 27	福日 1896 6 2	事業の維持継続困難につき解散	福日 1897 10 4
87	築上工輪船	築上郡八屋町八屋1087番地	運輸建築土木の請負	9,000	18	1896 6 1	福日 1896 6 13	将来永続的目的なきため総社員の同意を得て解散	官報 4817号附録 1899 7 22
88	肥後船政院	久留米市日吉町64番地	病難保険及び一戸生命保険営業	2,000	2	1896 6 13	福日 1896 6 18	総社員の決議により解散	福日 1897 8 21
89	石城結婚保険院	福岡市土上土居町19番地-1	結婚保険営業にして保険金取贈 間の剰余を収益とする	1,000	4	1896 6 20	福日 1896 6 27	福岡地方裁判所の命令により解散	福日 1897 11 9
→	石城保険院	(社名変更)							
90	糸島興業院	糸島郡前原村大字前原1269番地	煉瓦石製造販売及び諸物品売買 並びに運輸業	10,000	14	1896 7 1	福日 1896 7 10	総社員の決議により解散	官報 6136号 1903 12 14
91	牛馬共助保険院	筑紫郡二日市町大字武蔵字海町 486番地	牛馬の死亡又は売買交換の保険	1,000	4	1896 7 13	福日 1896 7 19	福岡地方裁判所の命令により解散	福日 1897 9 19
92	神州保険院	三井郡北野村今山383番地	得資保険一戸生命保険営業	1,200	7	1896 7 21	福日 1896 7 26	将来の目的なきにより解散	福日 1897 9 7
93	東亜生命保険院	八女郡福岡町本町1番地-5	終身生命保険第二種定期生命保 険	1,000	5	1896 8 29	福日 1896 9 6	被保人僅少につき将来営業を維持 するの目的なきため総社員の承諾 をもって解散	福日 1897 7 7
94	九州生命保険院	八女郡福岡町本町34番地	終身生命定期生命及び病難保険	400	2	1896 9 13	福日 1896 9 29	被保人僅少につき将来営業の目的 なきため総社員の承諾をもって解 散	福日 1897 4 14
95	恒心保険院	三浦郡水佐木村上木佐木1046番 地	生命保険、伝染病保険、普成保 険	2,000	2	1896 9 15	福日 1896 9 25	福岡地方裁判所久留米支部の命令 により解散	福日 1897 7 10
96	南筑土木院	三浦郡大川町榎津460番地	土木建築に付、諸般の請負	10,000	7	1896 9 21	福日 1896 9 27		
97	朝日保険院	三浦郡江上村江上65番地	一戸生命保険及び報恩資保険営 業	300	3	1896 9 23	福日 1896 9 27	福岡地方裁判所久留米支部の命令 により解散	福日 1897 8 10
98	伊田精米院	田川郡伊田村伊田2722番地-1	精米及び穀物粉製の営業	2,000	5	1896 9 24	福日 1896 9 30		
99	国東院	企救郡小倉町京町5丁目191番 地-1	陸軍師団の御用運を営み、米穀 その他各種の商業及び洋服裁縫 等の工業を兼営す	50,000	33	1896 10 14	福日 1896 10 24	総会の決議により任意解散	官報 4904号附録 1899 11 4
100	博多曳船院	福岡市博多下洲崎町38番地	乗客荷物運漕営業	10,000	5	1896 10 16	福日 1896 10 20		
101	船越石材院	福岡市船町5番地	石材採掘販売営業	3,000	3	1896 10 19	福日 1896 10 22	営業上の目的成立し難く解散	官報 4923号附録 1899 11 28
102	国民生命保険院	久留米市日吉町180番地	生命保険営業	5,000	10	1896 10 20	福日 1896 11 5	継続営業の見込なきにつき総社員 の承諾をもって解散	福日 1898 9 14
103	赤松耕工場本村院	久留米市藤山町159番地	綿並びに織織立及び販売営業	10,000	2	1896 10 24	福日 1896 11 5		
→	赤松耕本村院	(社名変更)							
104	明彦保険院	三井郡大刀洗村下高橋4035番地	得資保険一戸生命保険	1,000	3	1896 10 29	福日 1896 11 5	将来営業の目的なきにつき総社員 決議のうえ解散	福日 1898 10 14
105	日東生命保険院	八女郡友支村兼松1636番地-2	終身生命保険、得資保険	1,550	12	1896 11 12	福日 1896 11 23	福岡地方裁判所久留米支部の命令 により解散	福日 1897 8 29
106	城野煉瓦製造院	企救郡城野村城野字平原1515番 地	煉瓦製造をなす	10,000	7	1896 11 13	福日 1896 11 18		
107	蘆屋コークス製造院	遠賀郡蘆屋町1767番地	コークスを製造し、各所へ販売 営業	4,000	2	1896 11 14	福日 1896 11 18		
108	鯉田製酒院	嘉穂郡笠松村大字鯉田1337番地	酒類製造販売及び精米営業	17,500	27	1896 11 20	福日 1896 12 1	社員 3/4 以上の決議により解散	官報 8515号附録 1911 11 7
109	筑豊炭炭製造院	遠賀郡戸畑村戸畑4489番地-1	焦炭製造及び販売営業	185,000	8	1896 12 1	福日 1896 12 15	将来の目的を達することができず、 社員一致の承諾をもって解散	福日 1898 8 18
110	瀬高荷受問屋院	山門郡瀬高町大字上庄137番 地-2	生魚、植物、干魚、蔬菜、肥料、 精米器械を設け、広く精米の需 求に応じ、またこれが販売をな すにあり	1,500	15	1896 12 10	福日 1897 1 5	会社存立時期満了につき解散	官報 7041号 1906 12 17
111	笠町精米院	企救郡小倉町笠町98番地	精米器械を設け、広く精米の需 求に応じ、またこれが販売をな すにあり	10,000	5	1896 12 15	福日 1897 1 12		

112	若松康化製造 生財保険	遠賀郡戸畑村大字戸畑 三井郡立石村松崎811番地-1	煉瓦及び土管製作 一戸生命報恩賞保険営業	8,500 2,000	5 4	1896 12 21 1896 12 24	福日 福日	1897 1 24 1897 1 5	1897 8 18 福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 10 8
114	嶺幸工務所	嘉穂郡大谷村大字幸袋215番地	機械製造販売及び精米並びに米穀販売	50,000	4	1896 12 24	福日	1897 1 5			
115	九州篤信	福岡市下名島町50番地-2	京都各本山参詣者または伊勢参宮あるいは讃岐金比羅山参詣者の費用受弁並びに費用立替営業	2,000	6	1896 12 28	福日	1897 1 19	組織変更につき総社員承諾のうえ解散	福日	1897 9 21
116	太刀洗	三井郡太刀洗村上高橋1614番地	貸金営業	15,000	33	1897 1 3	福日	1897 1 23			
117	貿易花菱	三浦郡木佐木村榎下古賀513番地	内外国需用産売買	5,000	24	1897 1 8	福日	1897 1 21			
118	愛親生命保険	田川郡岡崎村田原1005番地	生命保険また貸金営業	2,450	7	1897 1 13	福日	1897 1 23	1897 8 11 福岡地方裁判所小倉支部の命令により解散	福日	1897 9 30
119	八屋水産	泉上郡八屋町大字入屋1303番地	魚類及び四十物依託販売	6,000	12	1897 1 15	福日	1897 2 11			
120	牛馬共済保険	筑紫郡二日市町武蔵483番地	牛馬の死亡又は売買交換の保険	1,500	5	1897 1 21	福日	1897 2 2	1897 7 16 福岡地方裁判所の命令により解散	福日	1897 7 30
121	田舎保険	久留米市日吉町129番地	結婚保険、農業貸金保険	2,000	7	1897 1 27	福日	1897 2 3	1897 8 16 福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 8 27
122	共進保険	三浦郡大塚村玉瀬1881番地	生命保険及び報恩賞保険営業	1,000	5	1897 2 16	福日	1897 2 28	計算上維持の目的なきにより総社員の承諾を経て解散	福日	1897 8 8
123	黒崎煉瓦製造	遠賀郡黒崎村前田1587番地	煉瓦を製造し販売するを目的とする	8,100	15	1897 2 22	福日	1897 3 5	1900 10 19 総社員の同意により任意解散	官報 5206号附録	1900 11 7
124	中洲貸金貸家	福岡市東中洲町127番地	貸金、貸家業	10,000	22	1897 2 28	福日	1897 3 23	1904 9 30 総社員の同意により解散	官報 6389号	1904 10 14
125	城野信同	企救郡城野村大字城野字黒石891番地	廻漕業、貨物運搬業、商品依託販売業をなす	1,800	6	1897 3 18	福日	1897 3 27	1903 1 8 総社員同意により解散	官報 5862号	1903 1 20
126	九州救保	遠賀郡底井野村垣生108番地	救保主義により結婚支度料、出産費用、死亡祭賃料戸主成の費用の四種を贈与する共済義助の媒介をなす	1,200	6	1897 3 23	福日	1897 3 30			
127	調徳保険	久留米市庄島町29番地	仏参保険	5,000	4	1897 4 7	福日	1897 4 13	1898 5 25 被保険人少数にて営業継続の見込みなきにつき総社員の決議により解散	福日	1898 6 4
128	久留米運輸	久留米市京町84番85番合併地	貨物運輸業	20,000	4	1897 4 7	福日	1897 4 17			
129	尋常保険	三浦郡西牟田村1901番地	病難保険	1,200	2	1897 4 14	福日	1897 4 22			
130	洞海北湧理	遠賀郡若松町211番地	洞海湾汚濁浚渫及び沿海を埋築し、その埋築地を売払いまたは貸付をなし、利益を得るにあり	64,000	16	1897 4 17	福日	1897 4 27	1902 7 3 若松築港株式会社と合併につき解散	官報 5707号附録	1902 7 14
131	清原石炭販売 → 博多石炭	福岡市馬場新町57番地 (社名変更)	石炭運送及び委託売捌	10,000	26	1897 4 23	福日	1897 4 25			
132	八幡	遠賀郡八幡村尾倉1228番地	物品販売、輸送及び建築土木営業	20,000	8	1897 4 26	福日	1897 5 8			
133	鴨生田	遠賀郡洞北村畑田1044番地-2	コーク製造及び販売営業	42,000	6	1897 4 27	福日	1897 5 8	1902 10 10 総社員の決議により解散	官報 5796号	1902 10 28
134	矢吹煉瓦製造	鞍手郡榎木村1149番地	煉瓦製造販売営業	4,000	4	1897 5 6	福日	1897 5 13			
135	東洋生命同業	遠賀郡底井野村垣生179番地	同業主義により婚姻遺産相続死亡の四種に対し、金員贈与するため共済義助の媒介をなすもって目的とする	1,000	2	1897 5 13	福日	1897 5 16			
136	八三保険	三浦郡西牟田村2464番地	病難及び神仏参保	1,500	9	1897 5 20	福日	1897 5 28	1897 7 19 福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散	福日	1897 7 30
137	久留米石油	久留米市通町125番地-2	石油販売の営業	12,000	3	1897 5 25	福日	1897 6 1	1900 11 5 総社員の同意をもって解散	官報 5213号附録	1900 11 15

社番	社名	本店	目的	資本総額	社員 (人)	設立 年月日	(出所) 年月日	解散 事由	(出所) 年月日
138	戸畑煉瓦製造所	速賀郡若松町64番地	煉瓦製造及び販売	20,000	5	1897 5 27	福日 1897 6 6		
139	山本舗	久留米市京町86番地	海陸運送業並びに運送取扱物 に対する金銭の前貸	12,000	18	1897 6 1	福日 1897 6 11		
140	輸出製麵所	朝倉郡秋月町大字下秋月681番 地	製麵製造販売	15,000	17	1897 6 12	福日 1897 6 16		
141	西海土木受負所	糟屋郡原村原町78番地	土木建築受負営業	10,000	11	1897 6 22	福日 1897 6 27	将来維持の目的なきため解散	官報 6375号 1904 9 28
142	大善寺煉瓦製造所	三瀬郡大善寺村宮本322番地	煉瓦製造及び販売営業	8,000	35	1897 7 5	福日 1897 7 15	需用者減少し継続営業の見込みな きをもって解散	福日 1899 2 3
143	飯塚東魚市所	嘉穂郡塚町大字飯塚1277番地 -1	魚市場営業	1,800	9	1897 7 6	福日 1897 7 11		
→	飯塚魚市所 (社名変更)	福岡市栢屋町18番地	印刷業	2,000	11	1897 7 18	福日 1897 8 1	1898 5 25 会社の地位を維持する見込みなき をもって総社員の承諾により解散	福日 1898 6 4
144	印刷成文社	福岡市栢屋町18番地	印刷業	2,000	11	1897 7 18	福日 1897 8 1		
145	共明保険所	田川郡中元寺村2534番地	生命出産費、結婚費、報恩資	3,000	2	1897 7 23	福日 1897 7 30		
146	三立鉄工場	鞍手郡直方町大字山部字見立 118番地	諸器械製造販売営業	5,000	3	1897 7 26	福日 1897 8 11		
147	共立貸金肥料所 → 共立所	久留米市市吉町42番地 (社名変更)	貸金及び肥料の販売	25,000	254	1897 7 28	福日 1897 8 5		
148	大川生命保険所	三瀬郡大川町小保113番地	生命及び附属結婚費、報恩資保 険営業	2,200	10	1897 7 28	福日 1897 8 5	1899 3 28 向米維持の目的なきにつき総社員 の合意をもって解散	福日 1899 4 8
149	荘島貸金所	久留米市荘島町120番地	貸金	25,000	14	1897 7 29	福日 1897 8 6		
150	植木コーク製造所	鞍手郡植木村字雀堂71番地72番 地67番地-3	コーク製造販売営業	5,200	4	1897 7 29	福日 1897 8 13		
151	黒木土木所	八女郡黒木町大字黒木78番地	土木建築受負	6,800	17	1897 8 1	福日 1897 10 17		
152	九豊運輸所	企救郡小倉町字西魚町24番地	貸金、荷為替朝引、送金、運輸 回漕の営業をなす	12,000	8	1897 8 5	福日 1897 8 11		
153	共益保険所	山門郡水上村大字広瀬43番地	生命保険業及び相互救助金募集 仲敷を営む	2,000	5	1897 8 5	福日 1897 8 19		
154	相親生命保険所	築紫郡二日市町大字塔原1114番 地	生命保険営業	3,200	8	1897 8 9	福日 1897 8 13	1902 8 25 総社員の決議により解散	官報 5758号 1902 9 11
155	共同所	福岡市福岡区真町33番地	旅行出産費・葬式費の贈与の康 介及び貸金営業	4,000	8	1897 8 12	福日 1898 2 19	1903 12 29 総社員の3/4以上の任意により 解散	官報 6154号 1904 1 9
156	鎮西牛馬保険所	筑紫郡二日市町大字塔原1114番 地	牛馬の死亡及び病傷の保険	1,000	9	1897 8 19	福日 1897 8 25	1898 3 21 福岡地方裁判所の命令により解散	1898 3 29
157	明治病難保険所	三瀬郡西牟田村上町3464番地	病難保険	1,500	4	1897 8 23	福日 1897 8 29		
158	九州牛馬生命保険所	筑紫郡二日市町大字塔原131番 地	牛馬の死亡保険	1,000	3	1897 8 26	福日 1897 8 29	1898 3 21 福岡地方裁判所の命令により解散	1898 3 29
159	鐘煉瓦製造所	筑紫郡那珂村大字麦野196番地 より160番地	煉瓦製造及び販売	2,700	9	1897 8 30	福日 1897 9 7		
160	南日新商會	山門郡柳河町雁高町35番地	内外国の物産その他衣類地の販 売及び貸金	8,500	28	1897 8 30	福日 1897 9 14	1898 4 10 総社員の決議により解散	福日 1898 4 19
161	本郷保険所	三井郡本郷村本郷4438番地	得資及び一戸生命保険営業	1,500	4	1897 9 6	福日 1897 9 14		
162	筑豊保険所	宗像郡吉武村大字吉留1700番地	貸金営業及び生命報恩資(神仏 参詣並びに入学資)祝賀保険を 組織し、保険料を徴収し保険金 を払い渡し、その送取間の剰余 を収益す	2,000	6	1897 9 9	福日 1897 9 14		
163	古月コーク製造所	鞍手郡古月村大字古門958番地	コーク製造及び販売	16,000	3	1897 9 12	福日 1897 9 23		
164	西川コーク製造所	鞍手郡西川村大字八尋1646番地 1647番地1648番地	コーク製造及び販売	20,000	4	1897 9 12	福日 1897 9 23	1904 10 25 総社員の同意により解散	官報 6404号 1904 11 2

165	厚生保険㈱	福岡市大名町98番地・9	人の有期生命保険	3,000	4	1897 9 13	福日	1897 9 21		
166	白水コーク製造㈱	遠賀郡浅木村虫生津621番地	コーク製造及び販売営業	23,000	13	1897 9 17	福日	1897 9 23		
167	正水コーク製造㈱	遠賀郡島門村今古賀278番地	コーク製造及び販売営業	23,000	13	1897 9 17	福日	1897 9 23		
168	瑞穂生命保険㈱	久留米市日吉町16番地・3	生命保険及び病傷保険	3,000	2	1897 9 25	福日	1897 10 5		
169	高倉織物㈱	遠賀郡矢矧村高倉1129番地	織物営業	1,500	16	1897 9 25	福日	1897 10 15	1899 12 5	総社員の同意により解散 官報 4937号 1899 12 14
170	明信病難保険㈱	八女郡下中島町15番地	病難保険営業	3,000	5	1897 10 14	福日	1897 10 20		
171	精藍販売㈱	福岡市中魚町15番地	染藍及び染料品委託販売営業	5,000	40	1897 10 15	福日	1897 10 20		
172	朝日コーク製造㈱	遠賀郡長津村中間2117番地	コーク製造及び販売	7,000	7	1897 11 4	福日	1897 11 9		
173	忠海㈱	八女郡忠風村忠風647番地	貸金	2,000	3	1897 11 8	福日	1897 11 12	1905 6 25	総社員の同意により解散 官報 6603号 1905 7 5
174	大塚肥料㈱	三井郡大塚村大字菅野1027番地	肥料売買貸付及び貸金営業	25,000	27	1897 11 10	福日	1897 12 21	1899 4 1	将来目的なきをもって解散 福日 1899 5 25
175	石炭仲買㈱	遠賀郡島門村今古賀278番地	石炭仲買及び販売営業	10,000	10	1897 11 11	福日	1897 11 23		
176	柳河佐詰㈱	山門郡沖端村福前町103番地	食用缶詰製造及び売買	10,000	7	1897 11 15	福日	1897 11 21		
177	米日酒造㈱	久留米市野取町96番地	酒類醸造営業	12,000	4	1897 12 1	福日	1897 12 11		
178	草野活版㈱	三井郡草野町草野397番地・1・1	活版営業	2,000	5	1897 12 22	福日	1897 12 26	1905 9 25	総社員の同意により解散 官報 6682号 1905 10 5
179	日ノ出㈱	遠賀郡黒崎町藤田2318番地・1	演劇場を建設し、これを貸与し、 もって利益を得るを目的とす	1,500	34	1898 1 1	福日	1898 2 4	1910 1 18	総社員の承諾により解散 官報 7975号附録 1910 1 26
180	城井㈱	築上郡下城井村袈裟丸399番地	貸金営業	16,000	60	1898 1 7	福日	1898 1 21		
181	協同地蔵㈱	三浦郡大川町大字向島2329番地	地蔵一切の売買営業	10,000	11	1898 1 14	福日	1898 2 4		
182	大倉酒造㈱	山門郡下瀬高町下庄1308番地	専ら酒類を製造販売するにあり	10,000	3	1898 2 14	福日	1898 2 20		
183	阿筑肥料㈱	朝倉郡大三輪村野町212番地	肥料販売	9,000	3	1898 2 26	福日	1898 3 9		
184	星野金礦㈱	八女郡星野村19039番地・5	金礦及び砂金採掘	20,050	14	1898 3 10	福日	1898 3 29		
185	博多染色㈱	築紫郡住吉村春吉676番地	染色業	5,000	35	1898 3 12	福日	1898 3 23		
186	水田㈱	久留米市吉町96番地	運送業及びその荷物の対し金銭 の前貸をなす営業	1,050	7	1898 3 28	福日	1898 4 3	1899 10 19	総社員の決議により解散 官報 4900号附録 1899 10 30
187	砂糖㈱	久留米市通町268番地	砂糖石油販売営業	4,000	3	1898 4 8	福日	1898 4 17	1902 3 15	総社員の同意をもって解散 官報 5616号 1902 3 28
188	立栄㈱	遠賀郡山鹿村2090番地	諸物貨の仲買及び運輸営業	18,000	3	1898 4 9	福日	1898 4 14	1900 5 15	総社員の同意により解散 官報 5065号附録 1900 5 24
189	柳河肥料㈱	山門郡柳河町瀬高町20番地	肥料穀類の売買並びに貸金業を 営むにあり	10,000	4	1898 5 1	福日	1898 5 7	1900 3 25	維持の見込みなきにつき解散 官報 5035号 1900 4 18
190	行橋三友㈱	京都郡行橋町大字大橋2632番地	殺虫灯作り及びペンキ 液	500	3	1898 5 15	福日	1898 5 14	1898 7 4	総社員の承諾により解散 福日 1898 7 8
191	赤岡精米㈱	宗像郡赤間村大字土695番地	米穀類の質揚または玄米を賣入 れ、これを獨立販売するをもつ て目的とす	6,625	32	1898 5 21	福日	1898 6 1		
192	日田材木㈱	久留米市町688番地	材木の売買及び受引の立会	14,000	7	1898 5 28	福日	1898 6 4	1902 12 22	総社員の承諾により解散 官報 5851号 1903 1 7
193	大牟田呉服㈱	三池郡大牟田町大字下里337番 地338番地	呉服及び反物販売	20,000	23	1898 6 9	福日	1898 6 15		
194	甘木煙草㈱	朝倉郡甘木町大字甘木094番地	葉煙草仲買並びに刻巻煙葉製造 業	10,000	3	1898 6 9	福日	1898 6 15		
195	三池材木㈱	三池郡大牟田町大字田225番地	材木売買、造船及び土木建築の 受負	16,000	9	1898 6 24	福日	1898 6 29	1900 9 25	総社員の同意により解散 官報 5176号附録 1900 10 1
196	朝倉製糸㈱	朝倉郡三根村大字三並1436番地 ・1・1	蚕繭買取並びに生糸製造及び販 売	10,000	10	1898 6 25	福日	1898 7 6	1902 7 15	総社員の同意により解散 官報 5719号附録 1902 7 28
197	筑豊石炭㈱	久留米市繩手町345番地	石炭販売	11,000	11	1898 7 16	福日	1898 8 2	1899 6 14	将来営業の見込みなきにより総社員 の承諾をもって解散 福日 1899 6 24
198	小倉街灯㈱	企救郡小倉町魚町79番地	人家の軒頭に社用の硝子灯を掲 げて、毎夜これに点火し、もつ てその料金を取得す	1,200	8	1898 7 25	福日	1898 8 2		

社番	社名	本店	目的	資本総額	社員 (人)	設立 年 月 日	(出所) 年 月 日	解散 事由	年 月 日	(出所) 年 月 日
199	全潤酒	遠賀郡島門村今古原326番地	石炭運搬営業	2,800	14	1898 8 9	福日 1898 8 18			
200	戸畑理業酒	遠賀郡戸畑村戸畑9番地	戸畑理業地を貸付、または倉庫業を営むをもって目的とす	156,000	15	1898 8 16	福日 1898 8 25	1900 10 14 総社員の同意により任意解散	1900 11 6	官報 5205号
201	津屋瓦酒	糟屋郡多田羅村大字津屋1214番地	瓦製造販売	4,000	6	1898 8 17	福日 1898 8 27			
202	志波薬酒草酒	朝倉郡志波村526番地	薬酒草販売及び薬酒草運搬業	4,000	19	1898 8 20	福日 1898 9 4			
203	小倉保革酒	企救郡小倉町京町244番地	保革塗料販売業	10,000	13	1898 9 1	福日 1898 9 17			
204	諏訪苗木酒	浮瑯郡水分村大字畑木95番地	各種苗木栽培販売並びに貸金営業	6,900	22	1898 9 25	福日 1898 10 11	1906 9 15 総社員の同意により解散	1906 9 27	官報 6975号
205	黒崎酒造酒	遠賀郡黒崎町熊手317番地	酒類を醸造し、これを販売するをもって目的とす	10,000	5	1898 9 25	福日 1898 10 11	1901 7 13 総社員の同意により解散	1901 7 30	官報 5422号附録 1901 7 30
206	箱崎精米酒	糟屋郡箱崎町大字箱崎1920番地	米穀類の買揃または玄米を買入れ、搦立販売	11,250	27	1898 10 1	福日 1898 10 23	1910 3 20 総社員の同意により解散	1910 4 20	官報 8045号附録 1910 4 20
207	杷木酒造酒	朝倉郡杷木村地田691番地	酒類製造及び販売業	5,500	9	1898 10 10	福日 1898 10 21	1902 1 24 総社員の同意により解散	1902 2 4	官報 5573号附録 1902 2 4
208	博多屋草酒	福岡市柳場町33番地	和洋刻巻煙草売買	30,000	6	1898 11 7	福日 1898 11 16	1901 12 20 総社員の決議により解散	1902 1 4	官報 5549号附録 1902 1 4
209	嘉麻川酒造酒	嘉穂郡笠松村大字下三筋1392番地-2	酒類製造及び販売	21,200	15	1898 11 11	福日 1898 12 3			
210	明治酒造酒	嘉穂郡庄内村大字入水425番地426番地	酒類製造販売	12,900	15	1898 12 1	福日 1898 12 27	1901 3 18 総社員の同意により解散	1901 4 20	官報 5336号附録 1901 4 20
211	栄田合資肥料酒	三井郡本郷村栄田1989番地	各種肥料売買・貸付及び貸金営業	26,000	25	1898 12 6	福日 1898 12 27			

出所)『福岡日日新聞』掲載の「商業登記公告」ならびに「官報」より作成。